

平成 25 年 度 版

(平成 24 年度)

# 豊川市の環境

豊川市環境部環境課



## はじめに

私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていなければなりません。

このような認識の下に、私たちはそれぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる都市環境を実現するために、本市では平成21年3月に「豊川市環境基本条例」を制定しました。

### 基本理念（条例第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

### 基本方針（条例第8条）

- 1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- 2 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- 3 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- 4 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

# 目 次

## I 豊川市の概要

1 概要	1
2 位置及び地勢	1
3 人口と世帯の推移	2
4 都市計画用途地域	2
5 業種別工場等の現況	3

## II 環境課の概要

1 機構・事務分掌	4
2 公害関係決算	5

## III 環境事業の概要

1 環境行政	
(1) 豊川市環境審議会委員	6
(2) 愛知県地域環境保全委員	6
(3) 公害防止協定締結状況	6
(4) ゴルフ場との協定締結状況	8
(5) 公害関係法特定施設設置届出状況	9
2 公害苦情の状況	
(1) 種類別苦情件数の推移	10
(2) 月別苦情件数	11
(3) 用途地域別苦情件数	11
(4) 発生源別苦情件数	12
3 大気	
(1) 大気汚染に係る環境基準	13
(2) 大気の状態	
① 二酸化硫黄	14
② 二酸化窒素	15
③ 一酸化炭素	15
④ 浮遊粒子状物質	16
⑤ 光化学オキシダント	17
⑥ 微小粒子状物質	18
⑦ デポジットゲージ法による降下ばいじん	18
(3) 大気環境測定（短期）結果	19
(4) ダイオキシン類調査結果	19
4 水質	
(1) 水質の汚濁に係る環境基準	
① 人の健康の保護に関する環境基準	20

② 生活環境の保全に関する環境基準（河川）	2 1
(2) 水質の状況	
① 人の健康の保護に関する項目調査結果	2 2
② 生活排水の保全に関する項目調査結果	2 4
③ 市内河川のBOD75%値の経年変化	3 1
④ 水生生物調査結果	3 3
⑤ 豊川の水質	3 4
(3) ダイオキシン類調査結果	3 4
(4) 地下水の状況	3 4
(5) 生活排水対策の取り組み	3 5
5 騒音・振動	
(1) 騒音に係る環境基準	3 6
(2) 環境騒音調査	3 7
(3) 自動車騒音調査	3 8
(4) 特定工場等の規制基準	
① 騒音	3 9
② 振動	3 9
(5) 騒音・振動特定施設設置基数	4 0
(6) 建設工事による騒音・振動	
① 特定建設作業届出件数（騒音）	4 1
② 特定建設作業届出件数（振動）	4 1
(7) 深夜営業騒音の規制	4 2
(8) 深夜における音響機器の使用制限	4 2
(9) 作業騒音の規制	4 2
6 悪臭	
(1) 悪臭関係業種	4 3
(2) 規制基準	4 4
7 地盤沈下	
(1) 水準測定による地盤変動調査結果	4 5
(2) 地下水位の状況	4 7
(3) 降雨量	4 8
8 融資制度	
(1) 公害防除施設整備資金利子補給補助金制度の利用状況	4 9
(2) 融資制度	5 0
9 浄化槽設置整備事業補助	5 1
10 衛生関係	
(1) 犬の登録・狂犬病予防注射接種数	5 3
(2) 市営墓地の概要	5 3
11 環境学習会等の啓発事業	5 4
12 環境行政の歩み	5 5

## IV 豊川市役所地球温暖化対策実行計画

第1 計画の基本的事項	59
第2 計画の目標	59
第3 具体的な取組内容	60
第4 計画の推進に向けて	63
平成24年度豊川市役所地球温暖化対策実行計画の進捗状況（報告）	
1 平成24年度の取組み結果	65
2 「エコ・アクション」の取組み状況	68
3 目標達成に向けて	69

## V 条例・規則等

(1) 豊川市環境基本条例	70
(2) 豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	74
(3) 豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱細則	77
(4) 豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱	78
(5) 豊川市公害防止に関する指導要綱	80
(6) 生活排水クリーン推進員設置要領	81
(7) 公害防止協定書	82
(8) 公害の防止及び環境の保全に関する協定書	84
(9) ゴルフ場の運営管理に係る環境保全に関する協定書	85
(10) 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	87

## VI 用語解説

90

# I 豊川市の概要

## 1 概 要

本市は、昭和 18 年 6 月 1 日に宝飯郡豊川町・牛久保町・国府町・八幡村の 3 町 1 村が合併し、県下 8 番目の市として市制を施行しました。

市制施行当時は、人口 74,071 人でしたが、東洋一といわれる豊川海軍工廠の発展とともに人口は激増し、活況を呈しました。しかし、昭和 20 年の空襲により一瞬にして廃墟と化し、終戦により人口は 49,538 人まで激減しました。

その後、戦後の復興期、高度成長期時代を経て現在飛躍的發展を遂げ、昭和 30 年に八名郡三上村、昭和 34 年に宝飯郡御油町をそれぞれ合併しました。

そして、平成 18 年 2 月 1 日に宝飯郡一宮町と、平成 20 年 1 月 15 日に宝飯郡音羽町及び同郡御津町と、平成 22 年 2 月 1 日に宝飯郡小坂井町と合併し、現在の人口（平成 24 年 10 月 1 日現在）は、181,150 人、65,181 世帯となりました。

郷土の歴史も古く、大化の改新までは「穂の国」、その後は「三河の国」と呼ばれ、この地の政治、経済、文化の中心として栄えてきました。現在は東三河の内陸の中核都市として、工業を中心に堅実な歩みを続けています。

「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」をスローガンに、豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことができるまちをめざしています。

## 2 位置及び地勢

本市は、愛知県南東部に位置し、市域面積は 160.79km<sup>2</sup>（平成 24 年 4 月 1 日現在）となっています。隣接市町には豊橋市、岡崎市、蒲郡市、新城市があります。

地勢は、市の北部から西部にかけて森林が広がり、東部には国内有数の清流である 1 級河川豊川とよがわが流れ、中央部に沖積台地、南部に沖積平野が広がり、南西部は三河湾に面しており、山・川・海の豊かな自然に恵まれています。

気候は、代表的な太平洋岸気候で、温暖で住みよく、適量の降雨があり、雪はまれにちらつく程度で積雪はほとんどありません。

交通は、名古屋市から約 60km、豊橋市の中心地から約 8km の距離にあり、東名高速道路豊川インターチェンジが市の東部に、音羽蒲郡インターチェンジが市の西部に位置します。また、一般国道 1 号が市の南西部を、一般国道 23 号が市の南部を、一般国道 151 号が市の南東部を貫いています。鉄道は J R 東海道本線及び飯田線と名古屋鉄道本線及び豊川線が走り、隣接の豊橋市には東海道新幹線の駅があることから、陸上交通の要衝という位置にあります。

### 3 人口と世帯数の推移

(各年10月1日人口 ※を除く)

年次	世帯数	人口	備考
昭和 18年	9,861	*74,071	市制施行 6. 1
20年	10,123	*49,538	最減少時 9. 30
25年	11,132	55,178	
30年	12,020	61,359	
35年	14,206	65,313	
40年	17,796	75,171	
45年	21,487	85,860	
50年	25,530	98,223	
55年	28,344	103,097	
60年	30,082	107,430	
平成 2年	33,254	111,730	
7年	36,000	114,380	
12年	38,893	117,327	
17年	42,308	120,967	
18年	48,545	137,964	旧一宮町と合併 2. 1
20年	57,709	161,527	旧音羽町・御津町と合併 1. 15
22年	64,904	181,928	旧小坂井町と合併 2. 1
23年	65,408	181,733	
24年	65,181	181,150	

資料：国勢調査、平成18,20,23,24年は「あいちの人口(年報)」より。

### 4 都市計画用途地域

(平成25年4月1日現在)

区域	用途地域	面積(ha)	構成比(%)
市街化区域	第一種低層住居専用	165	4.7
	第二種低層住居専用	0	0
	第一種中高層住居専用	675	19.3
	第二種中高層住居専用	12	0.3
	第一種住居	1,145	32.8
	第二種住居	94	2.7
	準住居	43	1.2
	近隣商業	192	5.5
	商業	115	3.3
	準工業	491	14.0
	工業	186	5.3
	工業専用	377	10.8
計		3,495	100.0



## 5 業種別工場等の現況

業 種	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額等(万円)
食 料 品	48	2,555	6,897,216
飲 料 ・ 飼 料	2	214	X
織 維	39	542	682,982
木 材 ・ 木 製 品	10	210	225,228
家 具 ・ 装 備 品	14	175	350,553
パ ル プ ・ 紙	9	216	417,661
印 刷	10	131	109,858
化 学	2	122	X
石 油 ・ 石 炭	1	14	X
プ ラ ス チ ッ ク	62	1,460	3,137,114
ゴ ム 製 品	3	24	X
皮 革 製 品	2	13	X
窯 業 ・ 土 石	14	376	933,149
鉄 鋼	7	647	3,304,567
非 鉄 金 属	7	590	5,852,841
金 属 製 品	80	1,845	4,476,518
は ん 用 機 械	15	465	418,473
生 産 用 機 械	66	2,183	5,148,350
業 務 用 機 械	28	800	1,450,516
電 子 部 品	7	234	518,121
電 気 機 械	22	361	278,913
情 報 通 信 機 械	4	365	3,093,624
輸 送 機 械	110	10,565	42,898,619
そ の 他	15	332	574,045
総 数	577	24,439	※ 82,684,004

資料：平成22年 豊川市の工業（商工観光課）

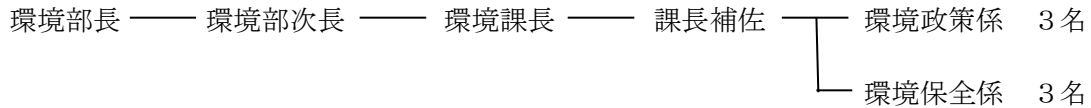
X：統計法上秘匿としたもの

※：総数はXを含めた値

## Ⅱ 環境課の概要

### 1 機構・事務分掌

(1) 組織図及び職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）



(2) 事務分掌

#### 環境政策係

- ・ 環境施策に係る企画及び調整に関すること。
- ・ 環境審議会との連絡に関すること。
- ・ 環境基本計画に関すること。
- ・ 地球温暖化対策の推進に関すること。
- ・ 生物多様性の保全に関すること。
- ・ 環境教育及び環境学習に関すること。
- ・ 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- ・ 部及び課の庶務に関すること。

#### 環境保全係

- ・ 環境保全（地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全、環境教育及び環境学習並びに地球温暖化対策実行計画に関するものを除く。）に関すること。
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）による公害に係る調査、指導、規制及び相談に関すること。
- ・ 環境衛生の推進に関すること。
- ・ 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
- ・ 市有墓地の管理に関すること。
- ・ 感染症に係る消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- ・ 浄化槽の普及に関すること。
- ・ 斎場会館に関すること。
- ・ 専用水道及び簡易専用水道等の衛生に関すること。

## 2 公害関係決算

年 度	公害関係決算額
平成 9 年度	86,309 千円
平成 10 年度	53,418 千円
平成 11 年度	67,620 千円
平成 12 年度	53,950 千円
平成 13 年度	30,580 千円
平成 14 年度	31,892 千円
平成 15 年度	28,874 千円
平成 16 年度	20,602 千円
平成 17 年度	19,388 千円
平成 18 年度	17,864 千円
平成 19 年度	17,668 千円
平成 20 年度	24,552 千円
平成 21 年度	53,189 千円
平成 22 年度	37,191 千円
平成 23 年度	44,023 千円
平成 24 年度	88,060 千円
平成 25 年度 (予算額)	56,189 千円

### Ⅲ 環境事業の概要

#### 1 環境行政

##### (1) 豊川市環境審議会委員

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの任期で、15名が委嘱されている。

##### (2) 愛知県地域環境保全委員

愛知県地域環境保全委員は、地域における環境の保全に関する活動を推進するため、愛知県環境基本条例第19条に基づき設置されている。平成25年4月1日現在で、8人が委嘱されている。

##### (3) 公害防止協定締結状況（平成25年4月1日現在）

本市は、76事業所と、地域住民に対して公害の未然防止と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する協定を締結している。

事業所名	業種	協定締結年月日
光陽製菓(株)	食品	昭和49年8月1日
(有)渡辺製作所	鉄鋼	昭和49年8月1日
一宮工業(有)	金属	昭和49年8月1日
東名工業(株)	鉄鋼	昭和49年8月1日
(合)ヤマモトシキ	紙・パルプ製造	昭和49年8月1日
(株)瀬川鉄工所	金属	昭和49年8月1日
(株)トリエパン粉	食品	昭和49年8月1日
(有)伴製作所	金属	昭和49年8月1日
鈴木産業(有)	木材・木製品	昭和49年8月1日
(有)東洋スポット工業	金属	昭和49年8月1日
(有)加藤数物製作所	金属	昭和49年8月1日
黒崎精機	金属	昭和49年8月1日
平野製作所	金属	昭和49年8月1日
津田工業(株)豊川工場	金属	昭和49年8月1日
オーエスジー(株)宮前工業	金属	昭和49年8月1日
オーエスジー(株)本社工場	金属	昭和49年8月1日
不二工業(株)	金属	昭和50年4月1日
日本ミルクコミュニティ(株)	食品	昭和53年10月16日
協同組合 豊川工業団地	印刷、鍍金他	昭和53年10月25日 平成7年6月26日(変更)
コカミナルビジネスエキスパート(株) 東海サポートセンター	精密機械製造	昭和53年12月24日 平成16年3月31日(変更)

事業所名	業種	協定締結年月日
シロキ工業(株)豊川工場	金属	昭和56年4月27日
中日精工(株)	機械製造	昭和59年7月11日
マルヤス工業(株)	自動車部品	昭和61年3月13日
クニミネ工業(株)	化成品	平成元年11月20日
大信工業(株)	建築材料	平成2年3月15日
ヤマヒコ(株)	海産物加工	平成2年3月15日
(株)名古屋鋳鋼所(メイチュウ)	金属	平成2年5月16日
(株)愛知ニコン	光学器械製造	平成2年11月8日
新富士バーナー(株)	燃焼バーナー	平成2年11月27日
武山工業(株)	金属	平成3年3月6日
(株)縣鉄工所	鉄骨建築	平成3年6月3日
(株)スズキマリーナ浜名湖	船舶	平成4年4月17日
出光マリンズ(株)	船舶	平成4年4月17日
昭和電線電纜(株)	ケーブル製造	平成6年2月23日
天狗缶詰(株)	食品	平成7年8月10日
ニューアロイ(株)	金属	平成7年10月11日
新日工業(株)	金属	平成8年10月17日
(株)竹浅	鉄鋼加工	平成9年4月18日
(株)石川製作所	機械製造	平成9年4月18日
(株)シンワ	合成樹脂製品製造	平成9年4月18日
ウッディシステム(株)	プレハブ住宅資材加工	平成9年4月18日
バスデイ(株)	釣具製造	平成9年4月18日
イトモル(株)	合成樹脂製品製造	平成9年4月18日
東海セイホク(株)	包装資材加工	平成9年4月18日
市川建設(株)	基礎枠製造	平成9年4月18日
三重鋼材(株)	鋼材加工	平成9年4月18日
(株)市川	金属	平成10年2月27日
(株)嶋田鉄工所	金属	平成10年8月25日
(株)ジョイフル	食品	平成11年5月25日
(株)上組 豊川支店	運送	平成11年6月23日
(株)三幸	繊維	平成11年11月1日
(株)日本デリカフレッシュ	食品製造	平成11年11月15日
メーカー(株)	給食製品の製造	平成11年12月24日
(株)平松食品	食品	平成12年10月24日
住友軽金属工業(株)伸銅所	金属製造	平成13年3月13日 平成16年3月25日(変更)

事業所名	業種	協定締結年月日
伊藤光学(株)	反射板製造	平成13年3月22日
中部合成樹脂工業(株)	合成樹脂製品製造	平成13年7月19日
(株)丸和運送	運送	平成14年2月21日
トーアス(株)	製缶(食品)	平成15年10月1日
三谷光学(株)	レンズ被膜製造	平成15年12月22日
(株)日本アグネス	食品加工	平成16年3月26日
(有)サンエイ工業	自動車部品製造	平成16年4月2日
日本メカケミカル(株)	防錆剤の開発、製造	平成16年5月17日
(株)トーカン	食品	平成16年6月7日
(株)ハマキョウレックス	運送	平成16年7月12日
タカラ梱包輸送(株)	運送	平成16年12月1日
(株)香月堂	菓子製造	平成18年3月31日
(株)牛肉商但馬屋→豊川ハム	食肉加工	平成18年4月19日 平成21年6月4日(変更)
(株)中部シイアイシイ研究所	クリーニング	平成19年11月1日
SBSロジテム(株)	運送	平成20年1月10日
豊川鋼機(株)	金属	平成20年2月6日
イトモル精密(株)	プラスチック部品	平成20年11月18日
東愛知ガス供給ネット(株)	ガス	平成20年11月20日
山陽金属鋼業(株)	金属	平成21年6月25日
(株)丸上製作所	金属	平成21年10月7日
(株)香月堂	菓子製造	平成24年4月24日

#### (4) ゴルフ場との協定締結状況(平成25年4月1日現在)

本市は、7ゴルフ場と農薬の散布その他ゴルフ場の運営管理に伴う環境汚染を防止し、環境の保全を図るため、環境保全に関する協定を締結している。

ゴルフ場名	締結年月日	最新変更協定締結年月日
東海カントリークラブゴルフ場	平成3年2月13日	平成15年4月1日
平尾カントリークラブゴルフ場	〃	〃
バードレイクゴルフクラブゴルフ場	〃	〃
パシフィックゴルフセンター練習場	〃	〃
本宮パークカントリークラブゴルフ場	平成2年9月7日	
キャッスルヒルカントリークラブゴルフ場	平成3年2月14日	
みと開発(株)	平成4年9月14日	平成16年7月30日

(5) 公害関係法特定施設設置届出状況

(平成25年3月31日現在)

ばい煙		粉じん		水質		騒音・振動		悪臭	
食料品製造業	19	繊維工業	2	畜産業	37	食料品製造業	21	畜産業(豚)	13
繊維工業	4	窯業土石製品製造業	13	食料品製造業	24	家具装飾品製造業	46	畜産業(鶏)	9
窯業土石製品製造業	3	鉄鋼業	9	繊維工業	3	印刷業	20	畜産業(牛)	17
鉄鋼業	6	金属製品製造業	14	窯業土石製品製造業	7	繊維工業	73	畜産業(鶏)	3
金属製品製造業	13	輸送機械器具製造業	4	鉄鋼業	2	窯業土石製品製造業	14	その他	8
一般機械器具製造業	7	その他	26	金属機械製造業	37	金属機械製造業	101		
輸送用機械器具製造業	12			ガソリンスタンド	66	一般機械器具製造業	42		
その他の製造業	7			飲食店等	29	電気機械器具製造業	20		
洗濯・浴場業	2			洗濯業	70	輸送用機械器具製造業	38		
娯楽業	6			旅館業	30	精密機械器具製造業	16		
保健及び清掃業	12			その他	94	その他の製造業	69		
その他	156					その他	240		
計	247	計	68	計	399	計	700	計	50

注：ばい煙、粉じん、水質については、愛知県資料

## 2 公害苦情の状況

平成24年度の公害苦情件数は123件で、前年度に比べて20件の減少であった。

種類別では、大気汚染と騒音が33件（26.8％）で最も多く、次いで悪臭が29件（23.6％）であった。

月別では、10月が21件で最も多かった。

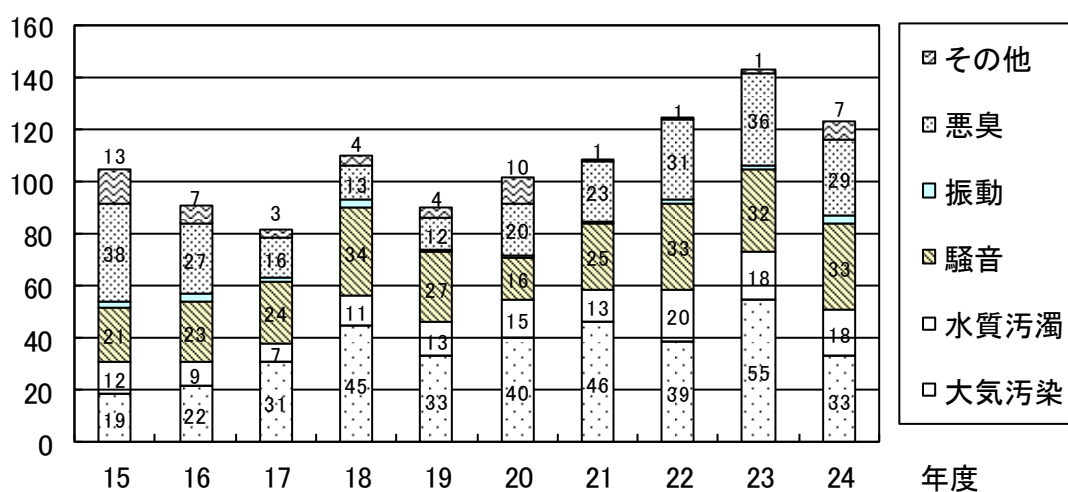
用途地域別では、市街化調整区域が41件（33.3％）で最も多く、次いで第1種住居地域が23件（18.7％）であった。

発生源別では、農業が27件（22.0％）で最も多く、次いで製造業が25件（20.3％）であった。

### (1) 種類別苦情件数の推移

種類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成15年度	19	12	21	2	38	13	105
平成16年度	22	9	23	3	27	7	91
平成17年度	31	7	24	1	16	3	82
平成18年度	45	11	34	3	13	4	110
平成19年度	33	13	27	1	12	4	90
平成20年度	40	15	16	1	20	10	102
平成21年度	46	13	25	1	23	1	109
平成22年度	39	20	33	1	31	1	125
平成23年度	55	18	32	1	36	1	143
平成24年度	33	18	33	3	29	7	123

件数





(2) 月別苦情件数 (平成24年度)

種類	月												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
大気汚染	1	0	1	1	6	6	9	5	1	1	2	0	33
水質汚濁	0	2	1	2	4	0	3	0	1	3	0	2	18
騒音	4	4	4	4	4	4	2	1	2	0	1	3	33
振動	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	3
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	5	6	4	4	2	5	0	0	2	0	0	29
その他	1	1	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	7
計	7	12	15	11	18	13	21	6	4	6	5	5	123

(3) 用途地域別苦情件数 (平成24年度)

種類	用途地域												市街化調整区域	計
	市街化区域													
	第1種低住	第2種低住	第1種中住	第2種中住	第1種住居	第2種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用		
大気汚染	1	0	3	0	7	1	0	1	0	2	2	0	16	33
水質汚濁	1	0	1	0	4	0	0	0	0	5	1	3	3	18
騒音	0	0	0	0	3	1	0	4	3	3	10	2	7	33
振動	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	0	5	0	7	0	0	0	1	1	2	0	12	29
その他	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	7
計	4	0	9	0	23	2	0	6	4	12	16	6	41	123

(4) 発生源別苦情件数 (平成24年度)

種類別 発生源	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	計
農業	12	1	1	0	0	12	1	27
建設業	3	2	5	0	0	0	0	10
製造業	3	3	14	1	0	3	1	25
運輸業	0	1	0	0	0	0	0	1
小売業・飲食店	0	2	4	0	0	2	0	8
サービス業	1	0	1	0	0	3	0	5
家庭生活	12	1	0	0	0	2	1	16
事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
道路	0	0	1	2	0	0	1	4
空地	0	0	0	0	0	0	0	0
公園	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	2	0	0	3	2	11
不明	0	6	5	0	0	4	1	16
計	33	18	33	3	0	29	7	123

### 3 大 気

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	備考
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日 環境庁告示
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成21年9月9日 環境省告示

注 環境基準の評価方法について

環境基準による大気汚染の評価方法としては、昭和48年6月12日付け環大企第143号環境庁大気保全局通知により基本的方法が示されたが、この中で短期的評価と長期的評価の2つの方法が示され、その中で「本環境基準による評価は、当該地域汚染に対する施策の効果等を的確に判断する上からは、年間にわたる測定結果を長期的に観察して上で評価を行なうことが必要であるが、現在の測定体制においては測定制度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から次の方法により長期的評価を実施されるようにされたい。」としている。評価方法は以下のとおりである。

① 二酸化硫黄

1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日の平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

② 二酸化窒素

年間における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。

③ 一酸化炭素

1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

④ 浮遊粒子状物質

1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。

⑤ 光化学オキシダント

年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

⑥ 微小粒子状物質

1年平均値及び1日平均値のうち98パーセントイル値で評価する。

## (2) 大気の状態

大気汚染状況については、愛知県が次の地点で常時監視を行っている。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては、環境基準を達成しなかった。

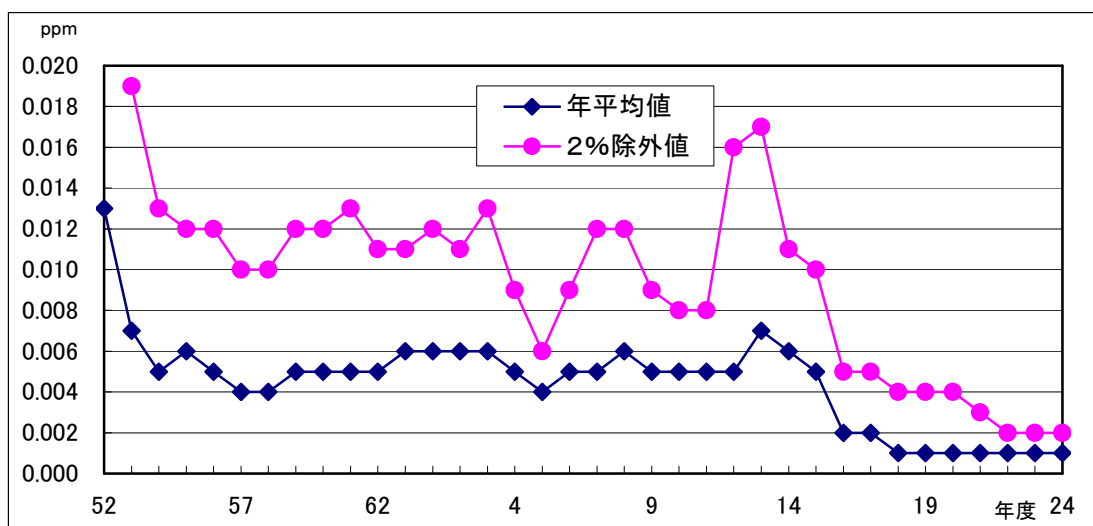
市内測定局及び測定項目（愛知県）

測定局	測定項目					
	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
一般環境大気測定局						
豊川市役所	○	○		○	○	○
御津南部小学校		○		○	○	
自動車排出ガス測定局						
豊川市桜町		○	○	○		

### ① 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均 値の2% 除外値	環境基準 の適否	前年度 年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	適○否×	(ppm)
豊川市役所	365	8,653	0.001	0.016	0.002	○	0.001

- (参考) ① 県内 24 測定局の年平均値は、0.001ppm であった。  
 ② 東三河地域の年平均値は、0.001ppm であった。  
 ③ 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。



二酸化硫黄の経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

② 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

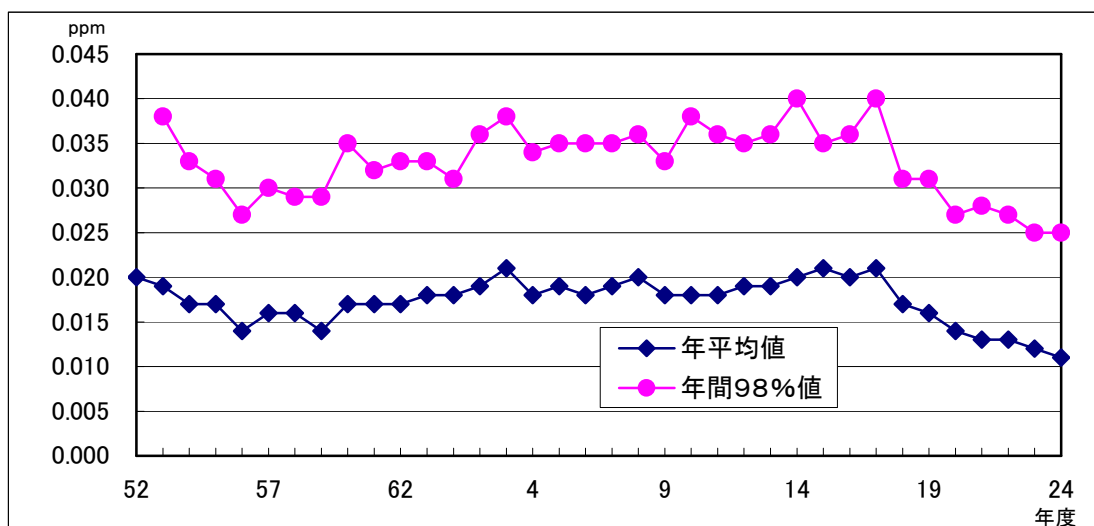
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の年間98%値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)						
豊川市役所	363	8,631	0.011	0.053	0.025	○	0.012
桜町	360	8,612	0.030	0.099	0.057	○	0.028
御津南部小学校	365	8,660	0.010	0.058	0.026	○	0.011

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 63 測定局の年平均値は、0.013ppm であった。
- ② 東三河地域の年平均値は、0.010ppm であった。
- ③ 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。

自動車排出ガス測定局

- ① 県内 23 測定局の年平均値は、0.021ppm であった。
- ② 環境基準については、23 測定局中すべてで達成した。



二酸化窒素の経年変化 (一般環境大気測定局 豊川市役所)

③ 一酸化炭素 (CO)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)						
桜町	365	8,669	0.4	2.1	0.6	○	0.4

(参考) 自動車排出ガス測定局

- ① 県内 7 測定局の年平均値は、0.4ppm であった。
- ② 環境基準については、すべての測定局で達成した。

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

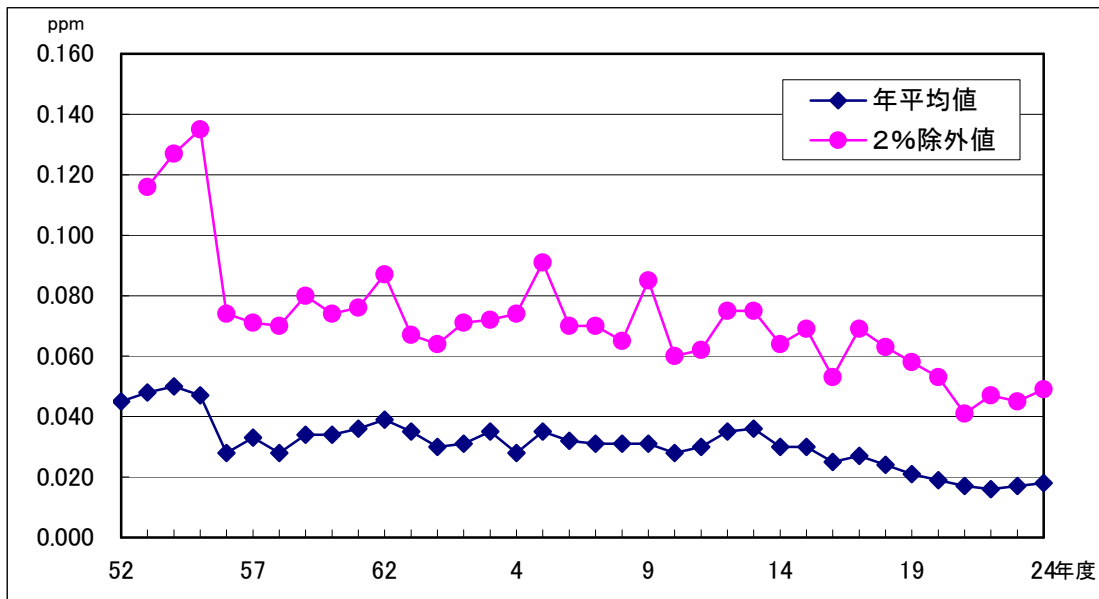
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)						
豊川市役所	362	8,683	0.018	0.099	0.049	○	0.017
桜町	360	8,643	0.022	0.113	0.054	○	0.021
御津南部小学校	338	8,131	0.018	0.101	0.050	○	0.018

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 63 測定局の年平均値は、0.021mg/m<sup>3</sup>であった。
- ② 東三河地域の年平均値は、0.021 mg/m<sup>3</sup>であった。
- ③ 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。

自動車排出ガス測定局

- ① 県内 23 測定局の年平均値は、0.022 mg/m<sup>3</sup>であった。
- ② 環境基準については、県内すべての測定局で達成した。



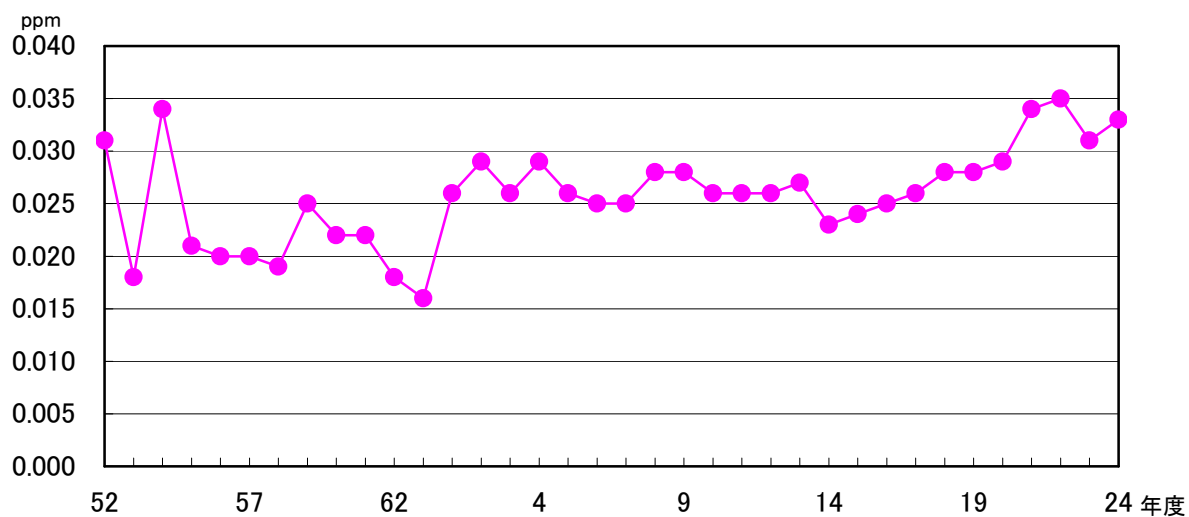
浮遊粒子状物質の経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

⑤ 光化学オキシダント

測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間 年平均値	昼間の 1時間値 の最高値	環境基準 の適否  適○否×	前年度 昼間年平均 値  (ppm)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)		
豊川市役所	365	5,425	0.033	0.116	×	0.031
御津南部小学校	365	5,438	0.034	0.114	×	0.032

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 62 測定局の昼間年平均値は、0.032mg/m<sup>3</sup>であった。
- ② 東三河地域の年平均値は、0.034 mg/m<sup>3</sup>であった。
- ③ 環境基準については、すべての局で達成しなかった。



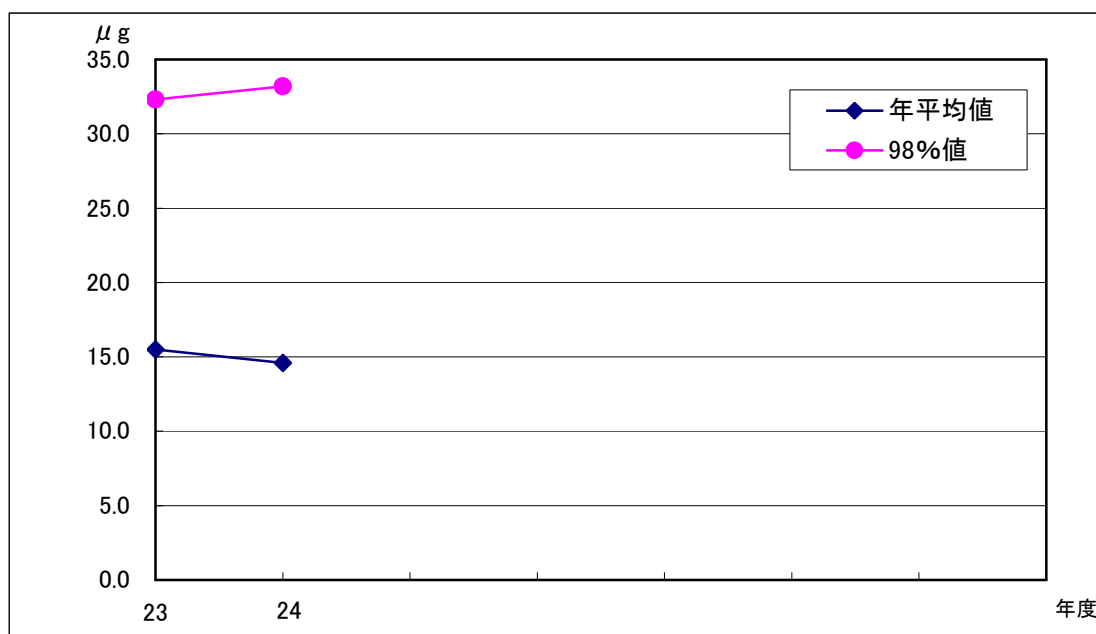
光化学オキシダントの経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値の98%値	環境基準の適否	前年度年平均値
	(日)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	適○否×	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
豊川市役所	360	14.6	77.0	33.2	○	15.5

(参考) 一般環境大気測定局

- ① 県内 15 測定局の年平均値は、 $14.7\mu/\text{m}^3$ であった。
- ② 東三河地域の年平均値は、 $15.2\mu/\text{m}^3$ であった。
- ③ 環境基準については、15 測定局中 6 局で達成した。



微小粒子状物質の経年変化(一般環境大気測定局 豊川市役所)

⑦ デポジットゲージ法による降下ばいじん

単位:  $\text{t}/\text{km}^2 \cdot \text{月}$

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
月平均値	2. 7 0	2. 2 3	2. 4 5	2. 1 8	2. 1 2	2. 2 3	2. 3 6

資料 愛知県 設置場所 豊川市役所



### (3) 大気環境測定（短期）結果

一般国道151号沿線（牛久保町）で大気環境の測定を夏と冬に実施した結果、環境基準を下回った。

夏季 平成24年7月31日～8月2日、冬季 平成25年1月16日～1月18日実施

測定項目		二酸化硫黄 ppm	一酸化炭素 ppm	浮遊粒子状物質 mg/m <sup>3</sup>	二酸化窒素 ppm	光化学オキシダント ppm
夏季測定	日平均値	0.001	0.17	0.018	0.011	—
	8時間平均値	—	0.18	—	—	—
	1時間値	0.005	—	0.034	—	0.030
冬季測定	日平均値	0.001	0.36	0.012	0.015	—
	8時間平均値	—	0.41	—	—	—
	1時間値	0.003	—	0.039	—	0.041
環境基準	日平均値	0.04以下	10以下	0.10以下	0.06以下	—
	8時間平均値	—	20以下	—	—	—
	1時間値	0.1以下	—	0.20以下	—	0.06以下

※ 測定値は、3日間を通して記録若しくは計算された値のうち最高値

### (4) ダイオキシン類調査結果

愛知県が豊川市役所に設置してある一般環境大気測定局において、豊川市が桜町小学校において、それぞれ年4回の調査を行った結果、大気環境基準を下回った。

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

年度	豊川市役所				桜町小学校				基準値 (年間平均)
20	0.023				0.038				0.6
21	0.015				0.020				
22	0.013				0.019				
23	0.022				0.016				
24	—				0.017				
	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	
	—	—	—	—	0.014	0.011	0.011	0.033	

※ 豊川市役所については、愛知県で調査を実施  
(参考 平成23年度ダイオキシン類に係る環境調査結果全国平均値 0.028 pg-TEQ/m<sup>3</sup>)  
環境省発表資料より

## 4 水質

### (1) 水質の汚濁に係る環境基準

#### ① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロ エタン	0.006 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロ エチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロ エタン	1 mg/ℓ 以下		

備考：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					当該水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下	豊川上流
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げ るもの	同上	2 mg/ℓ 以下	同上	同上	1,000 MPN/100ml 以下	豊川中流
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲げるも の	同上	3 mg/ℓ 以下	同上	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下	豊川下流
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	同上	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	同上	—	豊川放水路 音羽川全域
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	佐奈川全域
E	工業用水3級 環境保全	同上	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	同上	—	—

- 注 1 自然環境保全…自然環境等の環境保全  
 2 水道 1級…ろ過法による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級…サケ科魚類並びにアユ等貧腐水性水域の水産生物用、及び水産3級の水産生物用  
 " 3級…フナ、コイ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級…特殊の浄水操作を行なうもの  
 5 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

## (2) 水質の状況

前年度に引き続き平成24年度も河川の有害物質及び一般項目の水質検査を実施した。

人の健康の保護に関する項目については、6河川6地点について1回ないし2回実施した結果、調査したすべての項目で環境基準を達成した。

生活環境の保全に関する項目については、13河川18地点について実施した結果、環境基準が定められている河川（佐奈川、音羽川）のうち、pH（水素イオン濃度）が佐奈川前川橋地点の4月、8月、3月に環境基準（環境基準値6.5以上8.5以下）を、SS（浮遊物質）が音羽川剣橋地点の11月に環境基準（環境基準値50mg/ℓ以下）を超過していた。

ダイオキシン類については、3河川3地点で水質の調査を実施し、すべての地点において環境基準を達成した。

### ① 人の健康の保護に関する項目調査結果(H24.5.9、6.11、11.7日採取)

項目	採水地点	単位：mg/ℓ			
	佐奈川 前川橋	音羽川 南田橋	御津川 紫橋	長良女川 北岡二号橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.3	1.3	1.3	2.3	
ふっ素	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	
ほう素	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	

(H24. 11. 7、松本川は 12. 11 採取)

単位：mg/ℓ

項目	採水地点	佐 奈 川 前川橋	音 羽 川 南田橋	松 本 川 柿木橋	紫 川 赤根橋
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン		0.019	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4.8	1.2	2.5	3.0
ふっ素		0.08	0.09	<0.05	0.09
ほう素		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

②生活環境の保全に関する項目水質調査結果

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
佐 奈 川	4 / 19	13:20	20.7	17.8	-	-	>50	7.6	1	-	-	10.0	1.3	3.6	-
	5 / 9	10:26	20.1	18.4	-	-	>50	6.4	2	-	-	10.0	1.3	3.7	-
	6 / 11	12:15	23.2	22.1	-	-	>50	7.0	3	2.1	0.21	8.9	1.4	4.8	7.9×10 <sup>4</sup>
	7 / 9	13:05	29.8	26.4	-	-	>50	7.6	2	-	-	9.0	1.5	3.4	-
	8 / 10	10:55	31.2	25.7	無色透明	無臭	>50	7.0	5	-	-	10.0	1.0	4.0	-
	9 / 14	14:30	25.6	25.2	淡黄色透明	微排水臭	>50	6.6	2	1.9	0.15	8.8	1.2	3.4	1.3×10 <sup>4</sup>
	10 / 5	11:06	28.2	22.5	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	-	-	10.0	1.2	3.6	-
	11 / 7	14:20	17.2	16.9	無色透明	微排水臭	>50	7.6	<1	-	-	11.0	0.6	3.2	-
	12 / 11	11:45	6.2	6.2	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	4.7	0.20	13.0	1.1	3.3	3.3×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	13:18	11.2	6.5	無色透明	無臭	>50	7.3	<1	-	-	13.0	1.4	2.9	-
荒 古 橋	2 / 8	11:05	6.3	4.6	無色透明	無臭	>50	7.7	1	-	-	13.0	2.0	4.0	-
	3 / 6	15:00	15.8	13.9	無色透明	微排水臭	>50	7.7	2	7.6	0.56	12.0	2.8	5.6	1.7×10 <sup>3</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	7.3	2	4.1	0.28	10.7	1.4	3.8	-
	23平均	-	-	-	-	-	-	7.5	2	4.8	0.14	9.6	2.0	2.9	-
	22平均	-	-	-	-	-	-	7.3	3	4.2	0.20	10.2	1.7	4.0	-
21平均	-	-	-	-	-	-	7.0	3	4.5	0.17	10.3	1.3	3.7	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
佐 奈 川	4 / 19	11:35	21.8	20.2	-	-	>50	9.4	1	-	-	17.0	2.2	4.3	-
	5 / 9	10:00	20.6	19.1	-	-	>50	7.1	1	-	-	11.0	3.6	6.4	-
	6 / 11	10:24	22.0	21.9	-	-	>50	7.5	3	1.9	0.16	10.0	1.2	4.8	1.3×10 <sup>5</sup>
	7 / 9	12:02	29.6	26.7	-	-	>50	8.5	2	-	-	10.0	1.0	3.5	-
	8 / 10	10:32	31.4	27.2	無色透明	無臭	>50	8.9	2	-	-	12.0	0.9	4.3	-
	9 / 14	12:30	27.9	25.7	淡黄色透明	微排水臭	>50	7.9	1	2.0	0.15	10.0	1.1	3.4	3.3×10 <sup>3</sup>
	10 / 5	10:46	27.7	23.5	無色透明	無臭	>50	8.5	<1	-	-	12.0	1.1	3.9	-
	11 / 7	13:10	17.6	16.7	無色透明	微排水臭	>50	8.1	<1	-	-	15.0	1.7	4.8	-
	12 / 11	13:41	6.5	9.1	無色透明	無臭	>50	8.2	1	5.7	0.20	15.0	1.7	3.9	7.9×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	11:52	9.7	6.8	無色透明	無臭	>50	8.2	<1	-	-	14.0	1.3	3.3	-
前 川 橋	2 / 8	10:43	5.0	5.8	淡褐色透明	無臭	>50	8.0	1	-	-	15.0	5.6	6.9	-
	3 / 6	13:58	16.4	15.3	無色透明	無臭	>50	9.0	1	5.6	0.25	15.0	1.5	4.7	3.3×10 <sup>2</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	8.3	1	3.8	0.19	13.0	1.9	4.5	-
	23平均	-	-	-	-	-	-	8.3	2	3.4	0.17	12.3	2.2	3.7	-
	22平均	-	-	-	-	-	-	8.1	2	3.8	0.21	12.2	2.5	4.7	-
21平均	-	-	-	-	-	-	7.8	2	5.1	0.20	13.0	2.6	4.8	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
佐	4 / 1 9	11:05	22.6	20.5	-	-	>50	8.3	1	-	-	13.0	1.3	4.1	-
	5 / 9	9:36	21.1	17.8	-	-	>50	7.2	2	-	-	9.4	1.7	4.4	-
奈	6 / 1 1	10:05	22.1	22.0	-	-	>50	7.4	4	2.4	0.26	9.4	1.5	4.5	3.3×10 <sup>4</sup>
	7 / 9	11:47	30.1	25.8	-	-	>50	7.5	1	-	-	10.0	1.5	3.0	-
川	8 / 1 0	10:14	29.8	26.8	淡黄色透明	微藻臭	>50	8.0	4	-	-	11.0	3.3	5.5	-
	9 / 1 4	10:50	26.6	25.3	無色透明	無臭	>50	7.7	1	3.2	0.19	9.9	1.2	3.9	2.4×10 <sup>4</sup>
柳	1 0 / 5	10:25	27.0	23.6	無色透明	無臭	>50	7.5	1	-	-	11.0	1.0	2.9	-
	1 1 / 7	12:49	18.3	20.3	無色透明	無臭	>50	7.6	1	-	-	11.0	0.7	2.9	-
橋	1 2 / 1 1	14:12	7.4	7.6	無色透明	無臭	>50	7.7	1	4.4	0.24	14.0	1.5	3.4	4.9×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	11:40	8.5	9.5	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	-	-	12.0	1.3	2.9	-
橋	2 / 8	10:19	4.7	12.3	淡褐色透明	無臭	>50	8.5	2	-	-	12.0	2.4	5.1	-
	3 / 6	12:28	15.8	16.7	無色透明	無臭	>50	8.2	2	4.5	0.57	10.0	2.9	5.7	3.3×10 <sup>3</sup>
平均	-	-	-	-	-	-	-	7.8	2	3.6	0.32	11.1	1.7	4.0	-
2 3 平均	-	-	-	-	-	-	-	7.6	1	3.7	0.19	11.6	0.9	12.0	-
2 2 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 1 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
帯	6 / 1 1	12:28	22.6	20.3	-	-	>50	7.4	6	1.9	0.20	9.0	1.1	3.9	4.9×10 <sup>4</sup>
	9 / 1 4	14:53	26.0	25.2	淡黄色透明	無臭	>50	7.6	1	2.3	0.11	8.8	<0.5	2.5	1.7×10 <sup>4</sup>
新	1 2 / 1 1	11:24	6.5	7.7	無色透明	無臭	>50	7.3	1	7.0	0.30	12.0	1.1	2.9	7.0×10 <sup>2</sup>
	3 / 6	15:28	17.1	15.6	無色透明	無臭	>50	7.4	1	6.6	0.22	11.0	1.2	2.9	4.9×10 <sup>2</sup>
平均	-	-	-	-	-	-	-	7.4	2	4.5	0.21	10.2	1.0	3.1	-
2 3 平均	-	-	-	-	-	-	-	7.8	3	3.1	0.17	9.5	0.8	3.0	-
2 2 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 1 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

御山塚橋は取り止め (H 2 2 まで)

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
諏	6 / 1 1	10:50	22.0	21.5	-	-	>50	8.5	<1	2.3	0.078	11.0	1.1	4.0	7.9×10 <sup>3</sup>
	9 / 1 4	12:10	27.5	25.8	淡黄色透明	微排水臭	>50	9.0	<1	3.3	0.15	12.0	1.0	4.1	1.3×10 <sup>3</sup>
川	1 2 / 1 1	13:30	5.5	9.8	無色透明	無臭	>50	8.0	2	4.7	0.20	14.0	1.3	4.7	7.0×10 <sup>3</sup>
	3 / 6	13:45	16.3	13.1	淡黄色透明	微排水臭	>50	9.1	1	7.5	0.10	17.0	1.7	4.7	7.9×10 <sup>3</sup>
平均	-	-	-	-	-	-	-	8.7	1	4.5	0.13	13.5	1.3	4.4	-
2 3 平均	-	-	-	-	-	-	-	8.9	1	3.5	0.19	14.0	1.3	4.8	-
2 2 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 1 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

諏訪橋は取り止め (H 2 2 まで)

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
音羽川	4 / 19	9:03	17.5	13.7	-	-	>50	7.8	1	-	-	11.0	<0.5	1.7	-
	5 / 9	8:03	19.6	15.6	-	-	>50	7.3	<1	-	-	10.0	<0.5	1.4	-
	6 / 11	8:15	21.5	18.2	-	-	>50	7.3	<1	1.2	0.021	9.0	0.8	1.6	4.9×10 <sup>3</sup>
	7 / 9	10:25	28.3	20.8	-	-	>50	7.2	2	-	-	9.2	0.5	1.7	-
	8 / 10	8:28	29.4	21.8	無色透明	無臭	>50	7.2	1	-	-	9.8	<0.5	1.2	-
	9 / 14	8:48	26.3	23.2	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	0.81	0.017	9.5	<0.5	1.3	4.9×10 <sup>3</sup>
	10 / 5	9:02	23.7	20.2	無色透明	無臭	>50	7.3	2	-	-	9.8	<0.5	1.5	-
	11 / 7	10:30	17.5	15.7	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	-	-	10.0	<0.5	1.1	-
	12 / 11	16:20	6.4	9.4	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	1.2	0.018	11.0	<0.5	1.2	1.1×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	10:00	7.1	6.9	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	-	-	12.0	<0.5	1.0	-
中橋	2 / 8	8:32	-1.0	5.5	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	-	-	12.0	0.9	1.3	-
	3 / 6	10:11	12.1	8.5	無色透明	無臭	>50	8.0	<1	1.6	0.012	13.0	0.8	1.3	4.9×10
	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	1	1.2	0.017	10.5	0.6	1.4	-
	23平均	-	-	-	-	-	-	7.4	1	1.3	0.026	10.1	0.5	2.0	-
	22平均	-	-	-	-	-	-	6.9	2	1.2	0.027	10.3	0.9	2.0	-
	21平均	-	-	-	-	-	-	6.9	1	1.6	0.028	10.5	0.9	2.2	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
音羽川	4 / 19	9:35	20.3	15.3	-	-	>50	7.4	1	-	-	11.0	<0.5	1.8	-
	5 / 9	8:30	19.8	17.3	-	-	>50	7.1	3	-	-	10.0	<0.5	2.3	-
	6 / 11	8:40	21.8	19.4	-	-	>50	7.1	2	1.7	0.050	9.1	0.8	2.0	2.4×10 <sup>4</sup>
	7 / 9	10:46	27.8	22.6	-	-	>50	7.5	2	-	-	9.6	1.1	2.0	-
	8 / 10	8:53	24.4	21.4	無色透明	無臭	>50	7.0	1	-	-	9.6	0.9	1.5	-
	9 / 14	9:22	27.8	22.6	無色透明	無臭	>50	7.0	<1	2.0	0.045	9.2	0.5	1.1	4.9×10 <sup>3</sup>
	10 / 5	9:20	27.1	20.6	無色透明	無臭	>50	7.2	<1	-	-	10.0	0.5	1.5	-
	11 / 7	11:00	17.6	17.1	無色透明	無臭	>50	7.2	<1	-	-	10.0	<0.5	1.3	-
	12 / 11	15:46	8.8	10.6	無色透明	無臭	>50	7.2	<1	1.5	0.032	12.0	0.9	1.4	4.9×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	10:22	7.4	8.5	無色透明	無臭	>50	7.2	<1	-	-	12.0	<0.5	1.3	-
南田橋	2 / 8	9:01	2.5	8.0	無色透明	無臭	>50	7.2	1	-	-	11.0	1.2	1.8	-
	3 / 6	10:48	12.7	10.6	無色透明	無臭	>50	7.3	2	2.0	0.028	12.0	0.7	1.8	1.1×10 <sup>3</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	7.2	1	1.8	0.039	10.5	0.7	1.7	-
	23平均	-	-	-	-	-	-	7.4	1	1.5	0.031	9.8	0.6	1.8	-
	22平均	-	-	-	-	-	-	7.0	2	1.5	0.035	10.5	1.5	2.3	-
21平均	-	-	-	-	-	-	7.0	2	2.7	0.054	10.3	1.1	2.4	-	



地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
音	4 / 1 9	10:45	21.5	18.3	-	-	>50	8.3	1	-	-	14.0	0.7	2.0	-
	5 / 9	9:46	21.2	17.8	-	-	>50	7.1	3	-	-	11.0	0.6	2.0	-
羽	6 / 1 1	9:33	22.5	22.3	-	-	>50	7.1	6	1.1	0.077	9.4	1.4	3.5	1.3×10 <sup>4</sup>
	7 / 9	11:32	29.8	23.0	-	-	>50	7.4	2	-	-	9.9	0.8	2.0	-
川	8 / 1 0	9:55	30.2	26.8	無色透明	無臭	>50	7.0	6	-	-	8.5	0.9	3.0	-
	9 / 1 4	10:22	26.4	25.3	無色透明	微排水臭	>50	7.0	3	1.0	0.065	9.2	0.8	2.5	7.9×10 <sup>3</sup>
劍	1 0 / 5	10:12	26.6	22.3	無色透明	無臭	>50	7.3	3	-	-	10.0	0.5	1.9	-
	1 1 / 7	12:18	17.6	17.7	淡茶白濁	微排水臭	9	7.3	66	-	-	9.9	0.8	4.8	-
橋	1 2 / 1 1	14:40	7.0	9.7	無色透明	無臭	>50	7.3	8	1.7	0.039	12.0	0.9	2.0	1.7×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	11:15	10.2	9.4	無色透明	無臭	>50	7.5	3	-	-	13.0	0.5	1.8	-
橋	2 / 8	10:01	2.1	7.3	無色透明	無臭	>50	7.3	<1	-	-	13.0	1.2	1.8	-
	3 / 6	12:00	13.9	12.9	無色透明	無臭	>50	7.7	2	1.4	0.038	14.0	1.0	1.7	7.9×10 <sup>2</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	7.4	9	1.3	0.055	11.2	0.8	2.4	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.3	2	1.6	0.033	10.6	0.6	2.1	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

下橋は取り止め (H22まで)

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
山陰川	6 / 1 1	8:22	21.6	20.2	-	-	>50	7.3	2	1.1	0.061	9.5	1.0	3.5	1.1×10 <sup>4</sup>
	9 / 1 4	9:00	26.4	24.0	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	0.82	0.024	8.9	0.5	1.6	1.3×10 <sup>4</sup>
名鉄鉄橋下	1 2 / 1 1	15:57	6.2	7.8	無色透明	無臭	>50	7.5	1	1.1	0.025	12.0	0.9	1.6	2.4×10 <sup>3</sup>
	3 / 6	10:32	12.9	7.8	無色透明	無臭	>50	7.6	1	1.3	0.017	13.0	0.9	1.4	4.9×10 <sup>2</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	1	1.1	0.032	10.9	0.8	2.0	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.6	1	1.3	0.073	10.0	0.5	2.0	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	7.2	2	1.1	0.030	10.3	1.3	2.4	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	7.1	2	1.6	0.043	10.6	1.1	2.7	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
西古瀬川	6 / 1 1	10:18	21.9	21.8	-	-	46	7.0	8	1.4	0.33	6.1	2.0	7.1	2.2×10 <sup>4</sup>
	9 / 1 4	13:25	27.9	24.8	淡黄色透明	微排水臭	>50	6.9	13	0.98	0.19	6.7	1.2	5.0	1.1×10 <sup>4</sup>
西古瀬橋	1 2 / 1 1	13:58	7.0	7.7	無色透明	無臭	>50	7.5	2	4.3	0.21	10.0	5.2	8.3	4.9×10 <sup>3</sup>
	3 / 6	14:15	15.6	11.4	淡黄色透明	微排水臭	>50	7.5	4	7.4	0.029	10.0	6.2	14.0	4.9×10 <sup>3</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	7.2	7	3.5	0.19	8.2	3.7	8.6	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.2	7	2.8	0.19	8.8	1.0	5.5	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	7.1	17	2.2	0.20	9.6	2.3	5.5	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	6.9	17	3.4	0.32	9.3	1.5	8.1	-

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全燐 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
白 川	6 / 1 1	9:50	22.3	20.5	-	-	32	7.0	10	3.2	0.35	8.3	3.5	5.3	4.9×10 <sup>4</sup>
	9 / 1 4	10:35	26.1	23.3	無色透明	無色透明	>50	7.0	2	2.4	0.17	7.6	1.2	3.4	3.3×10 <sup>3</sup>
	1 2 / 1 1	14:20	6.9	9.2	無色透明	無臭	>50	7.7	2	4.1	0.21	14.0	3.2	5.5	7.0×10 <sup>3</sup>
	3 / 6	12:13	15.4	17.2	無色透明	無臭	>50	7.2	5	8.0	0.44	9.5	3.8	3.7	2.4×10 <sup>4</sup>
新 白 川 橋	平 均	-	-	-	-	-	-	7.2	5	4.4	0.29	9.9	2.9	4.5	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	5	4.5	0.17	8.9	1.3	3.6	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

念仏橋は取り止め (H22まで)

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全燐 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	
御 津 川 川 原 橋	4 / 1 9	9:52	22.2	14.3	-	-	>50	7.5	1	-	-	11.0	<0.5	2.0	-	
	5 / 9	8:50	20.1	16.4	-	-	>50	7.2	1	-	-	9.6	<0.5	2.5	-	
	6 / 1 1	8:52	21.9	18.9	-	-	>50	7.1	3	1.3	0.072	7.4	1.0	2.8	1.7×10 <sup>4</sup>	
	7 / 9	10:59	29.1	22.8	-	-	>50	7.2	2	-	-	9.2	1.0	2.5	-	
	8 / 1 0	9:10	30.8	23.2	無色透明	無臭	>50	7.0	2	-	-	7.5	<0.5	2.2	-	
	9 / 1 4	9:39	26.2	23.5	無色透明	無臭	>50	7.0	2	0.98	0.047	7.2	0.5	1.9	3.3×10 <sup>4</sup>	
	1 0 / 5	9:30	22.9	20.5	無色透明	無臭	>50	7.2	1	-	-	9.5	<0.5	1.9	-	
	1 1 / 7	11:10	17.2	15.6	無色透明	無臭	>50	7.2	2	-	-	9.5	<0.5	1.3	-	
	1 2 / 1 1	15:25	8.2	9.0	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	1.5	0.029	11.0	0.7	1.3	1.3×10 <sup>3</sup>	
	1 / 7	10:35	7.8	6.7	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	-	-	12.0	<0.5	1.3	-	
	2 / 8	9:16	2.4	5.5	無色透明	無臭	>50	7.3	1	-	-	11.0	1.0	1.4	-	
	3 / 6	11:06	12.5	9.4	無色透明	微排水臭	>50	7.4	1	1.8	0.058	12.0	1.5	1.8	2.4×10 <sup>3</sup>	
	橋	平 均	-	-	-	-	-	-	7.2	2	1.4	0.052	9.7	0.7	1.9	-
		2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.3	1	1.6	0.048	9.4	0.5	2.5	-
2 2 平均		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2 1 平均		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
御 津 川	4 / 1 9	10:10	22.8	14.6	-	-	>50	7.6	3	-	-	11.0	0.7	2.2	-
	5 / 9	9:03	20.4	16.7	-	-	>50	7.1	5	-	-	10.0	<0.5	2.4	-
	6 / 1 1	9:10	22.4	19.8	-	-	>50	7.4	6	1.2	0.068	9.0	1.0	2.9	3.3×10 <sup>4</sup>
	7 / 9	11:10	29.4	23.0	-	-	>50	7.6	6	-	-	8.8	0.8	2.8	-
	8 / 1 0	9:25	28.6	24.1	無色透明	無臭	>50	7.3	4	-	-	9.3	<0.5	2.3	-
	9 / 1 4	9:52	26.1	24.0	淡灰黄色透明	微沼沢臭	41	7.4	15	1.1	0.074	7.5	0.5	2.7	1.7×10 <sup>4</sup>
	1 0 / 5	9:45	28.2	20.9	淡白褐色透明	無臭	>50	7.4	15	-	-	8.3	<0.5	2.7	-
	1 1 / 7	11:38	17.0	16.0	淡茶白濁	微土臭	8	7.6	74	-	-	9.5	<0.5	4.6	-
	1 2 / 1 1	15:05	7.0	10.0	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	2.1	0.031	11.0	0.8	1.5	1.3×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	10:48	8.4	6.2	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	-	-	12.0	<0.5	1.2	-
	2 / 8	9:47	3.0	4.8	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	-	-	12.0	1.0	1.5	-
	3 / 6	11:23	12.8	9.2	淡黄灰色透明	無臭	34	7.7	7	1.8	0.072	13.0	0.8	2.2	4.6×10 <sup>2</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	12	1.6	0.061	10.1	0.7	2.4	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.5	6	1.8	0.065	9.8	0.6	2.5	-
2 2 平均	-	-	-	-	-	-	7.2	12	1.6	0.066	9.9	0.7	3.4	-	
2 1 平均	-	-	-	-	-	-	7.1	3	2.6	0.050	9.8	1.0	3.2	-	

地点	採水日	採水時間	気温 (°C)	水温 (°C)	外観	臭気	透視度	pH	SS (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
紫 川 根 橋	4 / 1 9	10:23	21.2	16.4	-	-	>50	8.4	<1	-	-	13.0	0.7	2.5	-
	5 / 9	9:15	20.8	17.7	-	-	>50	7.0	<1	-	-	9.7	1.7	3.4	-
	6 / 1 1	9:19	23.3	20.4	-	-	>50	7.4	2	2.3	0.17	9.1	1.3	4.2	7.9×10 <sup>4</sup>
	7 / 9	11:22	29.8	24.9	-	-	>50	7.6	1	-	-	10.0	1.4	3.4	-
	8 / 1 0	9:37	27.9	25.6	淡黄色透明	無臭	>50	7.4	2	-	-	9.5	1.2	3.6	-
	9 / 1 4	9:59	26.2	24.5	淡黄色透明	無臭	>50	7.5	<1	1.5	0.11	9.0	0.9	3.1	3.3×10 <sup>4</sup>
	1 0 / 5	9:55	27.5	21.8	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	-	-	10.0	0.5	2.6	-
	1 1 / 7	11:58	17.7	16.0	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	-	-	11.0	0.5	2.5	-
	1 2 / 1 1	14:55	7.1	8.7	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	3.7	0.068	12.0	1.0	2.4	1.3×10 <sup>3</sup>
	1 / 7	11:05	9.9	6.8	無色透明	無臭	>50	7.5	<1	-	-	13.0	0.7	2.3	-
	2 / 8	9:34	3.7	4.8	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	-	-	13.0	1.8	3.1	-
	3 / 6	11:42	13.1	10.4	無色透明	無臭	>50	7.6	<1	3.4	0.090	13.0	1.2	2.6	4.9×10 <sup>2</sup>
	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	1	2.7	0.110	11.0	1.1	3.0	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	1	3.1	0.091	10.5	0.7	2.9	-
2 2 平均	-	-	-	-	-	-	7.3	2	3.0	0.110	10.3	1.1	3.5	-	
2 1 平均	-	-	-	-	-	-	7.1	5	4.7	0.130	10.1	1.3	4.4	-	

地点	採水日	採水時間	気温(℃)	水温(℃)	外観	臭気	透視度	pH	SS(mg/l)	全窒素(mg/l)	全燐(mg/l)	DO(mg/l)	BOD(mg/l)	COD(mg/l)	大腸菌群数(MPN/100ml)
松本川	6 / 1 1	13:30	20.6	18.0	-	-	>50	7.1	<1	2.8	0.021	9.1	0.5	1.0	4.9×10 <sup>3</sup>
	9 / 1 4	15:45	24.9	23.2	無色透明	無臭	>50	7.0	1	2.3	0.046	8.2	0.5	1.7	1.1×10 <sup>4</sup>
	1 2 / 1 1	10:58	6.7	8.8	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	3.3	0.040	12.0	0.8	1.3	7.9×10 <sup>2</sup>
	3 / 6	16:16	14.0	11.6	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	2.7	0.072	11.0	1.1	2.1	3.3×10 <sup>2</sup>
柿木橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.2	1	2.8	0.045	10.1	0.7	1.5	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	1	2.7	0.051	9.6	0.8	2.1	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	6.8	1	2.6	0.058	10.4	1.3	2.4	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	6.8	2	4.4	0.040	10.2	1.1	2.3	-

地点	採水日	採水時間	気温(℃)	水温(℃)	外観	臭気	透視度	pH	SS(mg/l)	全窒素(mg/l)	全燐(mg/l)	DO(mg/l)	BOD(mg/l)	COD(mg/l)	大腸菌群数(MPN/100ml)
長良女川	6 / 1 1	13:06	21.9	18.4	-	-	>50	7.4	4	2.7	0.032	9.4	1.3	4.2	2.2×10 <sup>4</sup>
	9 / 1 4	15:30	24.6	22.5	淡褐色透明	無臭	>50	7.4	6	3.5	0.13	9.3	<0.5	2.9	1.3×10 <sup>5</sup>
	1 2 / 1 1	10:42	6.3	8.3	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	5.3	0.090	11.0	0.7	2.0	3.3×10 <sup>2</sup>
	3 / 6	15:58	14.5	10.4	淡黄灰色透明	無臭	>50	7.5	3	4.7	0.17	11.0	1.4	2.7	3.3×10 <sup>3</sup>
北岡二号橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.4	4	4.1	0.106	10.2	1.0	3.0	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.2	3	5.9	0.045	9.4	1.4	3.7	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

北岡橋は取り止め (H 2 2 まで)

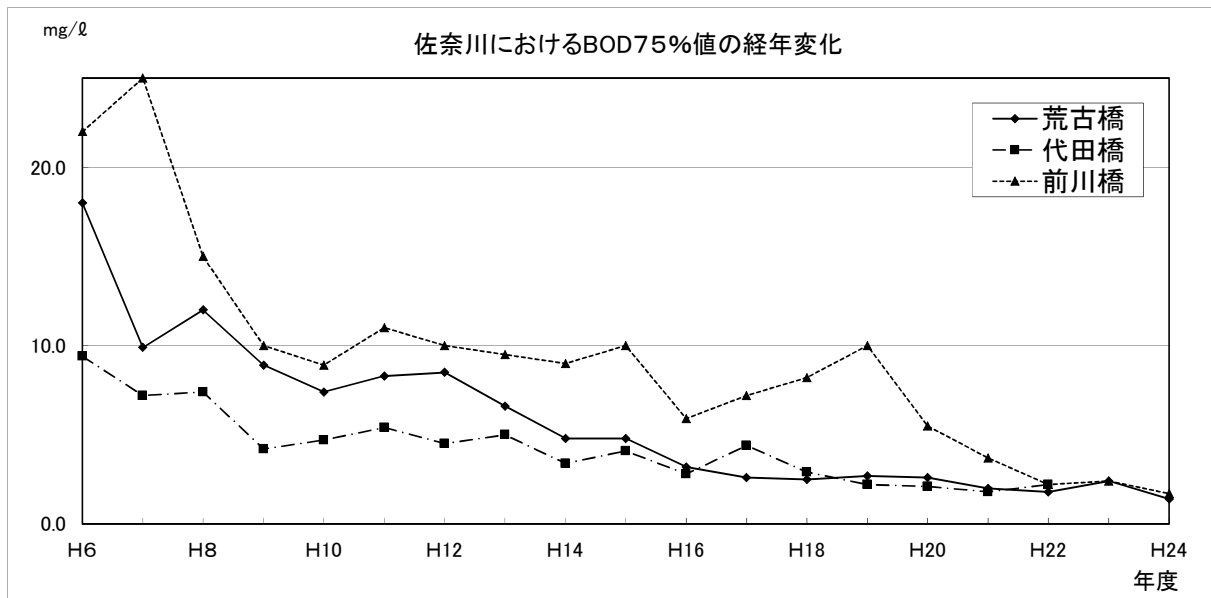
地点	採水日	採水時間	気温(℃)	水温(℃)	外観	臭気	透視度	pH	SS(mg/l)	全窒素(mg/l)	全燐(mg/l)	DO(mg/l)	BOD(mg/l)	COD(mg/l)	大腸菌群数(MPN/100ml)
宝川	6 / 1 1	12:51	22.1	19.4	-	-	>50	7.4	1	2.9	0.11	9.6	0.8	2.0	3.3×10 <sup>3</sup>
	9 / 1 4	15:15	25.2	23.5	無色透明	無臭	>50	7.5	1	1.7	0.10	9.5	0.7	2.1	7.0×10 <sup>3</sup>
	1 2 / 1 1	10:25	5.6	7.3	無色透明	無臭	>50	7.4	<1	2.6	0.062	12.0	0.9	1.8	2.2×10 <sup>3</sup>
	3 / 6	15:43	16.9	12.3	無色透明	無臭	>50	7.6	2	2.6	0.096	11.0	1.0	2.0	1.3×10 <sup>3</sup>
杏打橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.5	1	2.5	0.092	10.5	0.9	2.0	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.4	2	2.1	0.084	9.6	<0.5	3.7	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	7.0	2	1.9	0.050	10.1	1.3	2.7	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	7.0	2	2.4	0.050	10.7	1.0	2.2	-

地点	採水日	採水時間	気温(℃)	水温(℃)	外観	臭気	透視度	pH	SS(mg/l)	全窒素(mg/l)	全燐(mg/l)	DO(mg/l)	BOD(mg/l)	COD(mg/l)	大腸菌群数(MPN/100ml)
善光寺川	6 / 1 1	11:15	22.6	21.8	-	-	15	6.9	20	2.7	0.31	6.3	2.0	6.1	2.2×10 <sup>5</sup>
	9 / 1 4	11:05	25.3	24.2	淡黄色透明	微排水臭	>50	7.1	3	1.0	0.12	6.8	0.6	2.6	1.7×10 <sup>4</sup>
	1 2 / 1 1	13:00	11	8.5	無色透明	無臭	>50	7.1	2	4.7	0.29	9.4	1.0	3.4	3.3×10 <sup>3</sup>
	3 / 6	12:30	16.1	14.2	淡黄色透明	微排水臭	>50	7.4	3	4.7	0.32	12.0	1.9	5.1	2.4×10 <sup>3</sup>
稻荷橋	平均	-	-	-	-	-	-	7.1	7	3.3	0.26	8.6	1.4	4.3	-
	2 3 平均	-	-	-	-	-	-	7.1	20	3.9	0.30	8.3	0.8	2.7	-
	2 2 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 1 平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

③ 市内河川のBOD75%値の経年変化

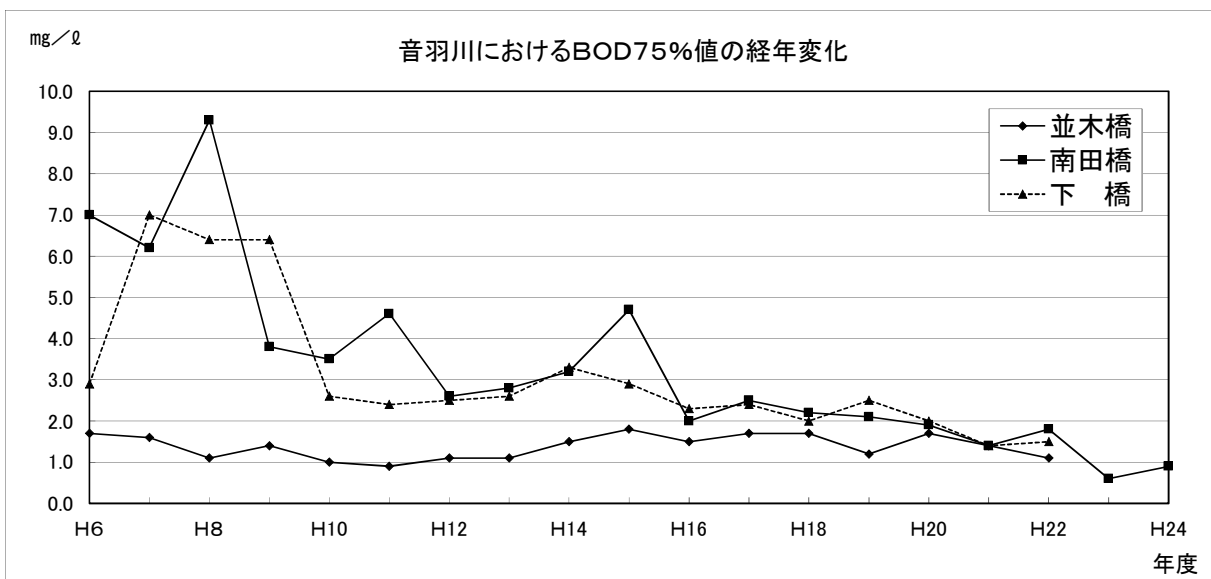
佐奈川

	単位:mg/l																		
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
荒古橋	18.0	9.9	12.0	8.9	7.4	8.3	8.5	6.6	4.8	4.8	3.2	2.6	2.5	2.7	2.6	2.0	1.8	2.4	1.4
代田橋	9.4	7.2	7.4	4.2	4.7	5.4	4.5	5.0	3.4	4.1	2.8	4.4	2.9	2.2	2.1	1.8	2.2	-	-
前川橋	22.0	25.0	15.0	10.0	8.9	11.0	10.0	9.5	9.0	10.0	5.9	7.2	8.2	10.0	5.5	3.7	2.2	2.4	1.7
柳橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	1.7



音羽川

	単位:mg/l																		
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
並木橋	1.7	1.6	1.1	1.4	1.0	0.9	1.1	1.1	1.5	1.8	1.5	1.7	1.7	1.2	1.7	1.4	1.1	-	-
南田橋	7.0	6.2	9.3	3.8	3.5	4.6	2.6	2.8	3.2	4.7	2.0	2.5	2.2	2.1	1.9	1.4	1.8	0.6	0.9
下橋	2.9	7.0	6.4	6.4	2.6	2.4	2.5	2.6	3.3	2.9	2.3	2.4	2.0	2.5	2.0	1.4	1.5	-	-
中橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	1.1	0.9	<0.5	0.5
剣橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	0.9

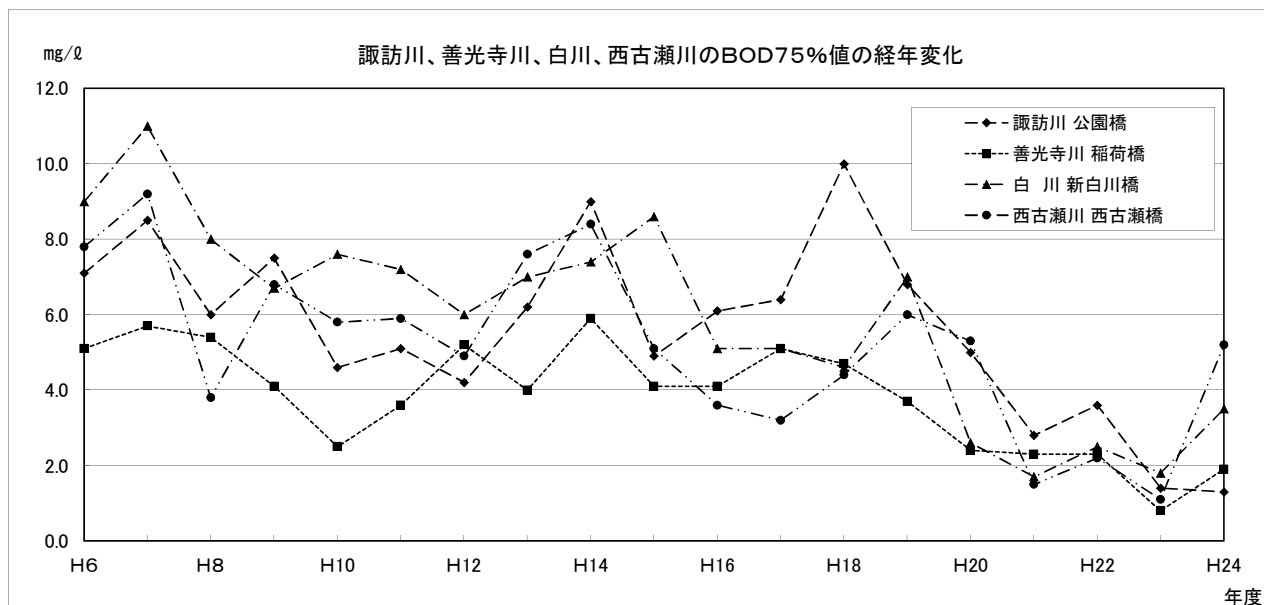


その他の河川

単位:mg/l

		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
諏訪川	公園橋	7.1	8.5	6.0	7.5	4.6	5.1	4.2	6.2	9.0	4.9	6.1	6.4	10.0	6.8	5.0	2.8	3.6	1.4	1.3
善光寺川	稲荷橋	5.1	5.7	5.4	4.1	2.5	3.6	5.2	4.0	5.9	4.1	4.1	5.1	4.7	3.7	2.4	2.3	2.3	0.8	1.9
白川	新白川橋	9.0	11.0	8.0	6.7	7.6	7.2	6.0	7.0	7.4	8.6	5.1	5.1	4.6	7.0	2.6	1.7	2.5	1.8	3.5
西古瀬川	西古瀬橋	7.8	9.2	3.8	6.8	5.8	5.9	4.9	7.6	8.4	5.1	3.6	3.2	4.4	6.0	5.3	1.5	2.2	1.1	5.2

平成22年度までの採水地点は、諏訪川は諏訪橋、善光寺川は柳橋、白川は念仏橋。



単位:mg/l

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
境川	牛の滝下流	1.9	1.4	1.9	1.2	1.4	2.5	1.8	1.1	1.6	0.7	0.9	-	-
宮出川	宮出橋	6.4	4.2	9.2	3.2	3.1	4.8	2.0	1.8	2.1	1.7	2.2	-	-
松本川	柿木橋	-	-	1.3	1.3	2.0	1.8	1.7	1.0	1.7	1.0	0.9	0.8	0.8
蟹川	飯田線陸橋下	2.4	2.3	1.9	2.2	2.2	2.1	2.1	1.3	1.1	0.7	1.3	-	-
宝川	杓打橋	1.4	1.1	1.4	1.6	2.3	1.8	1.5	1.7	1.6	1.4	0.6	<0.5	0.9
長良女川	北岡2号橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	1.3
	北岡橋	1.6	1.2	1.8	1.1	1.1	2.1	2.5	1.4	2.2	2.2	2.1	-	-
三手川	白鳥橋	-	-	1.3	1.0	1.6	2.1	1.3	1.0	1.3	0.9	1.0	-	-
帯川	新切橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	1.1
	御山塚橋	2.9	2.4	3.9	3.6	2.5	2.9	2.6	2.6	2.7	2.4	2.0	-	-
山陰川	名鉄鉄橋下	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	1.2	1.5	<0.5	0.9
	倉戸橋	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	0.5	0.7	-	-
千束川	東千束橋	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	0.7	0.6	-	-
長根川	追路橋	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5	0.8	0.8	-	-
室川	鍛冶屋橋	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	0.6	0.6	-	-
御津川	川原橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.5	1.0
	仲田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	1.1	1.0	-	-
	紫橋	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	1.0	0.7	0.5	0.8
紫川	赤根橋	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	1.9	1.1	0.8	1.3
安藤川	大入頭首工	-	-	-	-	-	-	-	-	1.9	3	3.3	-	-
走川	才ノ木橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8	-	-

④水生生物調査結果

指標生物と水質階級との間には、下表に示した関係がある。

この関係をもとにして、その生物が生息していた河川の水質の状態が判定できる。

実施日：平成 24 年 8 月 2 日（帯川であい橋）子ども環境体験ツアー「川と海の身近な生き物」

平成 24 年 8 月 4 日（豊川三上橋）里山保全リーダー養成講座

平成 24 年 8 月 19 日（音羽川豊成橋）国府コミュニティ推進委員会主催

水 質	指 標 生 物	帯川 (であい橋)	豊川 (三上橋)	音羽川 (豊成橋)
きれいな水	水質階級 I	1 アミカ類		
		2 ナミウズムシ		●
		3 カワゲラ類	○	
		4 サワガニ		
		5 ナガレカワトビケラ類		○
		6 ヒラタカゲロウ類		○
		7 ブユ類		
		8 ヘビトンボ類		○
		9 ヤマトビケラ類		
		31 ヨコエビ類（新指標）		
少しきたない水	水質階級 II	10 イシマキガイ		
		11 オオシマトビケラ		○
		12 カワニナ類		○
		13 ゲンジボタル		
		14 コオニヤンマ		○
		15 コガタシマトビケラ類	○	○
		16 スジエビ（旧指標）	○	○
		17 ヒラタドロムシ	○	●
18 ヨコエビ類				
きたない水	水質階級 III	19 イソコツブムシ類		
		20 タイコウチ（旧指標）		
		21 タニシ類	●	
		22 ニホンドロソコエビ		
		23 シマイシビル	●	○
		24 ミズカマキリ		
25 ミズムシ				
大変きたない水	水質階級 IV	26 アメリカザリガニ	○	
		27 エラミミズ		
		28 サカマキガイ		
		29 ユスリカ類		
		30 チョウバエ類		
水質階級の判定		III	I	II

注：○は、見つかった指標生物。●は、数が多かった上位から 2 種類の生物。

⑤ 豊川の水質

豊川においては、愛知県で定期的に水質検査を実施しており、極めて清浄な状態となっている。

豊川の水質状況（年間平均値）

単位：pHを除いてmg/ℓ

	江島橋			当古橋		
	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度
水素イオン濃度（pH）	7.7	7.7	7.5	7.4	7.3	7.3
溶存酸素量（DO）	11	11	11	10	11	9.8
生物化学的酸素要求量（BOD）	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
化学的酸素要求量（COD）	1.7	2.2	1.6	1.7	2.4	1.7
浮遊物質（SS）	1	1	1	1	2	2

資料：愛知県

（3）ダイオキシン類調査結果

平成24年度は3河川の水質のダイオキシン類を調査し、いずれも環境基準を下回っていた。（平成24年9月14日採取）

河川水

単位：pg-TEQ/ℓ

佐奈川 （前川橋）	白川 （念仏橋）	西古瀬川 （西古瀬橋）	基準値
0.19	0.34	0.42	1

（4）地下水の状況

地下水の水質調査については、愛知県において地下水の概況調査（メッシュ調査、定点調査）を実施している。平成24年度については西原町、長沢町、江島町、伊奈町地内の井戸を調査した結果、環境基準を下回っていた。

また、平成10年度に環境基準を超過した下長山町地内（テトラクロロエチレン）の測定は継続して実施しており、濃度に変動はあるが概ね同程度で推移している。今後も愛知県において定期モニタリング調査が実施される。

単位：mg/ℓ

地名	項目	地点区分	21年度	22年度	23年度	24年度	環境基準
下長山町地内 （平成10年度）	テトラクロロ エチレン	発端井戸	0.036	0.048	0.033	0.019	0.01以下
		周辺井戸	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	

資料：愛知県



## (5) 生活排水対策の取り組み

本市では、平成4年度に佐奈川流域が水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、生活排水対策推進計画を平成5年3月に策定した。その後、平成10年3月及び平成20年3月に計画改定を行い、現在は、計画目標年度を平成29年度として、「カワセミ棲む豊かな水域をみんなで育み守るひと心地よいまち、とよかわ」を計画の理念とし、この計画に基づき、水質汚濁の主な原因となっている生活排水への対策を、総合的・体系的に推進している。

### ・計画の目標

- 水はきれいにして川にながす
- 自然豊かで心地よい水辺をふやす
- めざしている水環境や社会をみんなの手でつくる

### ① 公共下水道の整備

下水道は、生活排水や工場・事業所等の排水を集めて、処理場において微生物の働きで分解処理し、きれいな水として川や海へ排出する施設である。

平成25年3月31日現在、市内の公共下水道の人口普及率は73.9%である。

### ② 農業集落排水処理施設の整備

農村の各家庭から排出される生活排水などを一ヶ所に集め、処理施設で浄化する、いわば農村における小規模な下水道である。現在、次の4処理区で供用している。

処理区名	供用開始年度	計画人口
正岡処理区	平成7年6月1日	720人
千両処理区	平成14年6月1日	1,380人
一宮東部処理区	平成12年6月1日	750人
一宮西部処理区	平成17年3月1日	1,080人

### ③ 浄化槽の普及

浄化槽は、し尿と台所・洗濯・風呂などの排水を同時に処理するものである。し尿だけを処理する単独処理浄化槽が生活排水の約20%程度を浄化するのに対し、浄化槽では約90%の浄化が可能である。

市では、公共下水道等の整備が当面見込まれない地域内において、汲み取り便所や既存単独処理浄化槽を廃止し、浄化槽を設置する際に、設置費の一部を補助している。

### ④ 生活排水対策実践活動

生活排水対策に関する理解と協力を得るため、モデル地区を設定し、学習会や水質保全用品、啓発パンフレットの配布、住民調査等を行うもの。昭和61年度から開始し、平成13年度に国府東部地区(約1,170戸)の実施で、計画したすべての地区で活動を終了した。

### ⑤ 生活排水クリーン推進員の設置

地域住民主体での生活排水対策の推進を図るため、平成6年度より生活排水クリーン推進員を設置している。毎年公共下水道の整備が未完了校区のPTA女性部長を中心に依頼しており、平成24年度は19名の推進員がいる。

### ⑥ 生活排水学習会・出前講座等の啓発事業

台所からの排水による水質汚濁等の問題を取り上げ、パックテストなどによる簡易な実験を含めた学習会を開催している。また、市民祭や消費生活展等においても、生活排水対策の啓発活動を行っている。

## 5 騒音・振動

### (1) 騒音に係る環境基準

#### ① 道路に面する地域以外に係る環境基準

地域の区分 時間の区分		A 類 型				B 類 型				C 類 型			
		1 種 低 住	2 種 低 住	1 種 中 住	2 種 中 住	1 種 住 居	2 種 住 居	準 住 居	調 整	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業
基 準 値	昼 間 6 時～2 2 時	d B 以下								d B 以下			
	夜 間 2 2 時～6 時	5 5								6 0			
		4 5								5 0			

#### ② 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分 時間の区分		基 準 値	
		昼 間	夜 間
		6 時～2 2 時	2 2 時～6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線 を有する道路に面する地域	d B 以下	d B 以下	
B 地域のうち 2 車線以上の車線 を有する道路に面する地域	6 5	5 5	
C 地域のうち車線を有する道 路に面する地域			6 0

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値			
昼 間 6 時～2 2 時		夜 間 2 2 時～6 時	
7 0	d B 以下	6 5	d B 以下

注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路を言う。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
  - ② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
  - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## (2) 環境騒音調査

環境騒音の24時間調査を道路に面する地域以外の地域に係る環境基準適合状況を把握することを目的に実施した。

調査結果は9ヶ所すべてで環境基準を達成した。

単位：dB

調査地点	類型	時間の区分	環境基準	22年度	23年度	24年度
国府町下河原 (第1種中高層住居専用地域)	A	昼	55	<u>57</u>	50	48
		夜	45	41	40	42
金屋本町1丁目 (第1種中高層住居専用地域)	A	昼	55	49	50	52
		夜	45	39	40	44
牛久保町若子 (第1種住居地域)	B	昼	55	47	50	52
		夜	45	41	43	45
八幡町本郷 (市街化調整区域)	B	昼	55	46	46	47
		夜	45	44	44	42
上長山町小南口原 (市街化調整区域)	B	昼	55	50	53	53
		夜	45	43	40	43
中央通2丁目 (商業地域)	C	昼	60	48	50	50
		夜	50	44	41	42
新道町2丁目 (準工業地域)	C	昼	60	53	55	51
		夜	50	46	45	46
赤坂町西浦 (第1種住居地域)	B	昼	55	47	46	48
		夜	45	38	41	42
御津町西方 (第1種住居地域)	B	昼	55	53	52	51
		夜	45	43	<u>50</u>	41

※適合状況    \_\_\_不適合

### (3) 自動車騒音調査

自動車騒音の要請限度の超過状況を把握するため、市内の主要道路において調査を行っており、一般国道1号（新栄町3丁目、伊奈町新町畑地点）は夜間、一般国道23号（御津町下佐脇地点）で昼夜ともに要請限度を超過していた。

単位：dB

測定地点	時間の区分	測定値			要請限度	適・否			調査機関
		22年度	23年度	24年度		22年度	23年度	24年度	
一般国道1号 (新栄町3丁目)	昼	75	76	76	75	○	×	×	豊川市
	夜	75	75	75	70	×	×	×	
一般国道23号 (御津町下佐脇)	昼	76	78	74	75	×	×	○	
	夜	75	78	74	70	×	×	×	
県道豊橋豊川線 (諏訪3丁目)	昼	70	70	69	75	○	○	○	
	夜	63	63	62	70	○	○	○	
県道千万豊川線 (本野町)	昼	67	66	66	70	○	○	○	
	夜	59	59	60	65	○	○	○	
県道豊川新城線 (足山田町)	昼	69	68	69	75	○	○	○	
	夜	63	62	63	70	○	○	○	
県道大代赤坂線 (萩町)	昼	61	60	59	75	○	○	○	
	夜	51	53	48	70	○	○	○	
東名高速道路 (H19~20 千両町) (H21 六角町)	昼	60	58	—	75	○	○	—	
	夜	60	58	—	70	○	○	—	
一般国道1号 (伊奈町新町畑)	昼	74	75	—	75	○	○	—	
	夜	72	73	—	70	×	×	—	
一般国道151号 (上野3丁目)	昼	—	69	—	75	—	○	—	
	夜	—	65	—	70	—	○	—	
一般国道362号 (三谷原町)	昼	67	67	—	75	○	○	—	
	夜	63	64	—	70	○	○	—	
県道東三河環状線 (桜ヶ丘町)	昼	—	63	—	75	—	○	—	
	夜	—	57	—	70	—	○	—	
県道国府馬場線 (諏訪3丁目)	昼	—	—	—	75	—	—	—	
	夜	—	—	—	70	—	—	—	
県道豊橋豊川線 (諏訪3丁目)	昼	—	—	—	75	—	—	—	
	夜	—	—	—	70	—	—	—	

測定値：24時間連続測定をし、その等価騒音を時間帯ごとに平均した値

#### (4) 特定工場等の規制基準

##### ① 騒音

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時及び 19 時～22 時	22 時～6 時
第1種・2種低層住居専用 第1種・2種中高層住居専用	45 d B	40 d B	40 d B
第1種・2種住居 及び準住居	50	45	40
近隣商業・商業 及び準工業	65	60	50
工 業	70	65	60
工 業 専 用	75	75	70
市街化調整区域	60	55	50

注1 上記に掲げる近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域及び市街化調整区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

2 1種・2種低住、1種・2種中住、1種・2種住居又は準住居地域に接する工業及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

##### ② 振動

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	7 時～20 時	20 時～7 時
第1種・2種低層住居専用 第1種・2種中高層住居専用	60 d B	55 d B
第1種・2種住居 及び準住居	65	55
近隣商業・商業 及び準工業	65	60
工 業	70	65
工 業 専 用	75	70
市街化調整区域	65	60

注1 上記に掲げる近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域及び市街化調整区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

2 1種・2種低住、1種・2種中住、1種・2種住居又は準住居地域に接する工業及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

(5) 騒音・振動特定施設設置基数

施設の種類	区分		騒音規制法		振動規制法		条例(騒音)		条例(振動)	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械	107	1,197	81	1,167	28	372	19	275		
送風機及び非風機	161	1,267	—	—	35	677	79	223		
空気圧縮機及び冷凍機			110	1,179	133	964	161	968		
土石用破碎機等	1	12	2	11	3	26	3	26		
織機	75	5,473	60	5,469	0	0	0	0		
建設用資材製造機械	15	17	0	16	1	3	1	2		
穀物用製粉機	1	2	—	—	0	0	1	2		
木材加工機械	49	130	5	2	5	53	0	0		
抄紙機	0	0	—	—	0	0	—	—		
印刷機械	23	85	7	137	3	40	1	8		
ロール機	—	—	1	0	—	—	0	0		
合成樹脂用射出成形機	34	746	32	166	7	223	7	219		
鋳造型機	0	0	5	0	0	0	0	0		
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	—	—	—	—	25	77	24	95		
走行クレーン	—	—	—	—	0	123	—	—		
洗びん機	—	—	—	—	0	0	—	—		
真空ポンプ	—	—	—	—	0	8	—	—		
計	466	8,929	303	8,147	240	2,566	296	1,818		

## (6) 建設工事による騒音・振動

### ① 特定建設作業届出件数（騒音）

単位：件

特定建設作業の種類	規 制 法	条 例
くい打ち機等を使用する作業	20	0
びょう打ち機等を使用する作業	2	0
さく岩機を使用する作業	80	0
空気圧縮機を使用する作業	55	0
コンクリートプラント等を設けて行なう作業	1	0
バックホウを使用する作業	140	—
トラクターショベルを使用する作業	4	—
ブルドーザーを使用する作業	28	—
建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	25
コンクリートミキサー車等を使用する作業	—	281
コンクリートカッターを使用する作業	—	174
ブルドーザー等を使用する作業	—	518
ロードローラー等を使用する作業	—	376
合 計	330	1,374

### ② 特定建設作業届出件数（振動）

単位：件

特定建設作業の種類	規 制 法	条 例
くい打ち機等を使用する作業	14	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	0
ブレーカーを使用する作業	92	0
合 計	107	0

## (7) 深夜営業騒音の規制

### ① 規制対象業種

飲食店、喫茶店、ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、テニス場、遊泳場、アイススケート場、カラオケボックス

### ② 規制時間

22時～翌日の6時

### ③ 規制基準

地域の区分	規制基準 (dB)
第1種・2種低層住居専用 第1種・2種住居	第1・2種中高層住居専用 準住居 40
近隣商業・商業・準工業	50
工業	60
工業専用	70
市街化調整区域	50

注1 上記に掲げる近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域又は市街化調整区内に所在する病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

注2 1種・2種低住、1種・2種中住、1種・2種住居又は準住居地域に接する工業又は工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内における規制基準は、上記に掲げるそれぞれの値から5dB減じた値とする。

## (8) 深夜における音響機器の使用制限

規制対象	使用禁止時間	使用禁止地域	対象機器
飲食店 喫茶店 カラオケボックス	23時 ～ 翌日の6時	第1種・2種低層住居専用 第1種・2種中高層住居専用 第1種・2種住居 準住居	カラオケ装置、 音響再生装置、 楽器、拡声装置、 有線ラジオ放送受信装置

注) 音が外部に漏れない場合は使用可能

## (9) 作業騒音の規制

### ① 規制対象作業

- 板金、製かん
- 金属材料の引き抜き
- 電気・ガス溶接、金属切断
- 内燃機関の試験、調整
- 木材切削等の加工
- 貨物の搬入、搬出
- 電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち
- 音響発生機器（楽器を含む。）の組立、試験、調整
- 鉄骨・橋りょうの組立（建設の現場作業を除く。）
- 鍛造
- 工業用ミシンの使用
- 重量物（原木、原紙、鉄材等）の積み込み、積卸し
- 建設用機械の使用（建設の現場作業を除く。）

### ② 騒音の基準

特定工場等の規制基準に同じ



## 6 悪臭

### (1) 悪臭関係業種

条例施行規則別表 28 悪臭関係業種

番号	業 種
1	畜産農業のうち次に掲げるもの イ：豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満のものを除く。）を有するもの ロ：牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満のものを除く。）を有するもの ハ：鶏を3,000羽以上飼育するもの ニ：うずらを20,000羽以上飼育するもの
2	飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）
3	コーンスターチ製造業
4	レーヨン製造業（紡糸施設を有するものに限る。）
5	クラフトパルプ製造業
6	セロファン製造業（製膜施設を有するものに限る。）
7	ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）
8	石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。）
9	石油精製業
10	製鉄業（溶鉱炉を有するものに限る。）
11	鋳物製造業（シェルモールド法によるものに限る。）
12	化製場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項の化製場をいう。）
13	し尿処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたし尿処理施設（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）を有するものに限る。）
14	ごみ処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。）
15	終末処理場（下水道法第2条第6号の終末処理場をいう。）

## (2) 規制基準 (悪臭防止法)

単位：臭気指数

	第1種地域	第2種地域	第3種地域
地域の区分	第1種・2種低層住居専用	準工業	市街化調整区域
	第1種・2種中高層住居専用	工業	
	第1種・2種住居 準住居		
	近隣商業・商業	工業専用	
工場・事業場の敷地境界	1.2	1.5	1.8
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
排水	2.8	3.1	3.4

### 臭気指数規制の概要

#### 臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{「臭気指数」} = 1.0 \times \log_{10} (\text{「臭気濃度」})$$

#### 【計算例】

問題となるにおいを100倍まで希釈してにおいを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$\text{臭気指数} = 1.0 \times \log_{10} (100) = 2.0$$

#### 参考

- 臭気指数1.0 = ほとんどの人が気にならない臭気の状態
- 臭気指数1.2～1.5 = 気をつければ分かるにおい (希釈倍率1.6～3.2倍)
- 臭気指数1.8～2.1 = らくに感知できるにおい (希釈倍率6.3～12.6倍)

## 7 地盤沈下

### (1) 水準測定による地盤変動調査結果

愛知県において、市内28ヶ所の水準測定による観測を続けているが、ここ数年1cm以上沈下した地域はない。

No.	水準点所在地及び番号		15年度	16年度	17年度	18年度	22年度	24年度
1	三谷原町宮ノ上 1	138	+0.46	→	→	+0.58	—	—
2	諏訪 1 丁目 63	159-1	+0.19	→	→	+0.20	+0.00	→
3	豊川町波通 20-3	159	+0.43	→	→	+0.39	+0.08	→
4	正岡町後田 470	145	+0.44	—	—	—	—	—
5	花井町 12	豊流-9	+0.56	→	→	+0.37	—	—
6	中央通 4 丁目 66	139	+0.37	→	→	+0.40	-0.06	→
7	牛久保町大手 9-1	144	+0.33	—	—	—	—	—
8	諏訪 3 丁目 246	140	+0.30	→	→	+0.25	+0.04	→
9	市田町中社 102	141	-0.05	→	→	+0.00	+0.03	→
10	野口町前野 90	160	—	→	→	+0.20	+0.32	→
11	白鳥町原溝 44-2	001-303	+0.14	-0.03	→	+0.19	—	—
12	白鳥町高田 30-1	001-304	-0.12	-0.08	→	+0.04	—	—
13	八幡町西赤土 18-1	160-1	+0.00	+0.00	+0.00	+0.00	+0.00	→
14	国府町下坊入 27-5	001-305	-0.05	-0.09	+0.24	-0.42	+0.42	→
15	為当町新屋河原 8-29	143	-0.18	+0.04	+0.34	-0.62	+0.53	→
16	中条町堤外 2	1481	+0.40	→	→	+0.23	-0.06	→
17	行明町原月 1217-1	A-398	+0.44	→	→	+0.11	-0.18	→
18	国府町下坊入 10-1	豊流-20	-0.08	-0.06	+0.30	-0.47	+0.58	→
19	御津町御馬塩浜 2	894	-0.11	+0.01	+0.47	-0.71	—	—
20	御津町西方宮長 31	150	-0.16	-0.05	+0.54	-0.63	+0.25	→
21	御津町下佐脇新田砂山 32	895	+0.08	→	→	+0.07	+0.44	→
22	御津町御馬梅田 3	149	+0.03	→	→	+0.11	+0.25	→
23	宿町光道寺 40	146	+0.27	+0.06	→	+0.26	—	—

No.	水準点所在地及び番号		15年度	16年度	17年度	18年度	22年度	24年度
24	伊奈町新屋 97-2	147	+0.01	—	—	—	—	—
25	伊奈町宮坪 1	148	+0.20	—	—	—	—	—
26	宿町寺前	001-301	+0.33	-0.04	→	+0.33	—	—
27	伊奈町新町畑	001-302	+0.27	-0.06	→	+0.32	—	—
28	小坂井町大堀 10	A-399	+0.29	→	→	+0.33	—	—

注1 資料：愛知県（水準点成果表）

2 数値の単位はcmで、+は地面が隆起したこと（前回測定比）を示す。

## (2) 地下水位の状況

県の委託により地盤沈下観測所（豊川市行明町地内・小坂井町地内）の3観測井の地下水位を常時測定している。また、既設井（2ヶ所）で地下水位を月1回測定している。

前年度に比べて大きな変化は見られなかった。

地盤沈下観測所年平均水位の状況

単位：m

年	96m 井 (T P. +7.57m)		50m 井 (T P. +7.65m)		58m 井 (T P. +7.40m)	
	年平均水位	前年度比	年平均水位	前年度比	年平均水位	前年度比
15	-11.71	+0.05	-6.88	+0.27	-9.81	+0.28
16	-12.10	-0.39	-6.87	+0.01	-9.97	-0.16
17	-11.96	+0.15	-7.04	-0.17	-10.10	-0.13
18	-11.41	+0.55	-6.96	+0.08	-10.22	-0.12
19	-11.25	+0.16	-6.88	+0.09	-10.03	+0.19
20	-10.41	+0.83	-6.84	+0.04	-9.94	+0.09
21	-9.59	+0.82	-6.71	+0.13	-9.35	+0.60
22	-9.37	+0.22	-6.64	+0.07	-9.13	+0.22
23	-9.27	+0.10	-6.67	-0.03	-9.31	-0.18
24	-8.79	+0.48	-6.72	-0.06	-8.79	+0.51

※水位は管頭下で表示

T P. - 東京湾の平均海面

既設井年平均水位の状況

単位：m

年	為当町		住吉町		御津町西方	
	年平均水位	変動幅	年平均水位	変動幅	年平均水位	変動幅
17	-6.52	1.58	-13.74	3.95	-8.74	0.84
18	-6.96	3.11	-13.00	3.24	-8.61	0.99
19	-6.68	2.43	-13.50	1.12	-8.51	1.54
20	-6.51	4.81	-13.43	1.69	-9.46	3.19
21	-5.94	3.46	-11.81	8.52	-10.71	3.80
22	-6.17	6.40	-	-	-10.73	2.50
23	-6.58	1.15	-	-	-10.08	6.40
24	-6.47	5.30	-	-	-12.75	6.20

※水位は管頭下で表示

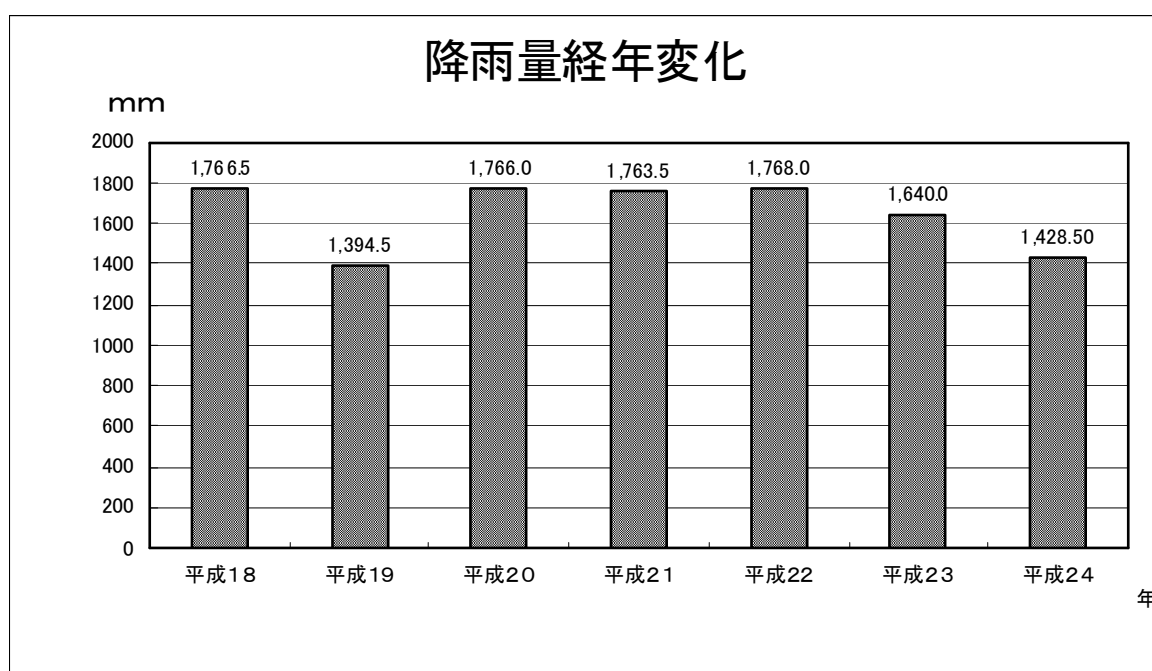
変動幅は最高と最低の差

### (3) 降雨量

単位：mm

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
1月	37.5	39.0	50.5	109.5	17.5	3.0	39.5
2月	141.0	76.5	54.0	60.5	163.0	95.5	133.0
3月	89.0	87.5	155.0	159.0	200.0	47.5	104.0
4月	185.0	79.5	255.5	129.5	136.0	115.5	146.0
5月	305.5	144.5	284.5	289.0	160.5	270.5	51.5
6月	219.0	149.5	191.5	277.0	213.0	179.5	244.0
7月	276.5	346.5	30.5	197.5	256.0	284.5	125.5
8月	88.0	61.0	330.0	94.5	88.0	107.0	136.5
9月	150.5	227.5	213.5	79.0	164.5	283.5	139.5
10月	95.0	94.5	88.0	171.0	212.5	131.0	129.0
11月	82.0	19.5	66.5	149.0	92.5	106.5	100.5
12月	97.5	69.0	46.5	48.0	64.5	16.0	79.5
年計	1,766.5	1,394.5	1,766.0	1,763.5	1,768.0	1,640.0	1,428.5

資料：消防本部



## 8 融資制度

本市では、公害防除施設を設置する中小企業者に対する助成措置として、「豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金制度」を設けている。

### (1) 公害防除施設整備資金利子補給補助金制度の利用状況

公害種類別新規受付件数

	ばい煙	粉じん	水質	悪臭	騒音	振動	その他	計
16年度	0	0	0	0	0	0	0	0
17年度	1 (25,000)	0	0	0	0	0	0	1 (25,000)
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度	0	0	0	0	0	0	0	0
21年度	0	0	0	0	1 (4,000)	0	0	1 (4,000)
22年度	0	0	0	0	0	0	0	0
23年度	0	0	0	0	0	0	0	0
24年度	0	0	0	0	0	0	0	0

( ) 内は認定額 単位：千円

業種別新規受付件数

	食料品	繊維工業	木製家具	鉄鋼業	金属製品	機械器具	その他	計
16年度	0	0	0	0	0	0	0	0
17年度	0	0	0	0	1	0	0	1
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度	0	0	0	0	0	0	0	0
21年度	0	0	0	1	0	0	0	1
22年度	0	0	0	0	0	0	0	0
23年度	0	0	0	0	0	0	0	0
24年度	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 融資制度

平成25年4月1日現在

事業主体 (名称)	市・県		市		県	
	小規模企業等振興資金		豊川市小規模企業 事業資金		農業近代化資金	環境対策資金
	通常資金	小口資金				
融資対象	従業員50人以下(商業・サービス業は30人以下)の中小事業者 ・設備資金 ・運転資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の中小事業者 ・設備資金 ・運転資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の中小事業者 ・設備資金 ・運転資金	農業者 ・施設整備資金	県が「環境対策計画」・「低公害車等購入計画」を認定した中小事業者	・ISO14001の認証取得・維持しようとする中小事業者(ISO取得支援) ・資源の有効利用の促進・廃棄物の再生利用促進・容器包装の再商品化に資する設備を導入する中小企業者(再生利用促進)
貸付率	特になし	特になし	特になし	80%以内 (認定農業者100%以内)	90%以内	特になし
限度額	5,000万円	1,250万円 (信用保証協会付融資残高との合計が1,250万円以内であること)	1,250万円 (信用保証協会付融資残高との合計が1,250万円以内であること)	個人1,800万円、法人3,600万円 農業経営者個人1,800万円 (繰上20,000円) 農業生産法人20,000万円	公営別荘施設 5,000万円 低公害車等 3,000万円 地球温暖化対策施設 5,000万円 工場移転 7,000万円 組合は一律6,000万円	各15,000万円 (ただし、再生利用促進の場合は設備資金に限る)
年利	返済7年以内 1.8% 返済5年以内 1.7% 返済3年以内 1.6%	返済7年以内 1.6% 返済5年以内 1.5% 返済3年以内 1.4%	返済7年以内 1.5% 返済5年以内 1.4% 返済3年以内 1.3%	一般 1.2% 特別財源補助あり 認定農業者0.55~1.05%	1.6% 利子補給制度あり 公営別荘施設 7/10 (公害別荘施設・移転) 環境保全関連 7/20 (低公害車等・地球温暖化対策施設)	返済10年以内 (設備のみ) 1.9% 返済7年以内 1.8% 返済5年以内 1.7%
期間	設備：7年以内 運転：7年以内 (うち据置1年以内)	設備：7年以内 運転：7年以内 (うち据置1年以内)	設備：7年以内 運転：7年以内 (うち据置1年以内)	15年以内	7年以内 (うち据置1年)	設備：10年以内 運転：7年以内 (うち据置原則6ヶ月)
償還方法	均等月賦	均等月賦又は一時返済	均等月賦又は一時返済	均等年賦	均等月賦	均等月賦
問い合わせ先	豊川市産業部 商工観光課 電話 0533-89-2140	豊川市産業部 商工観光課 電話 0533-89-2140	豊川市産業部 商工観光課 電話 0533-89-2140	東三河農林水産事務所 農業改良普及課 電話 0532-63-3529	東三河総局県民環境部 環境保全課 電話 0532-54-5111	愛知県産業労働部 中小企業金融課 電話 052-954-6333



## 9 浄化槽設置整備事業補助

川や海など公共用水域の水質汚濁の原因として、ほとんど未処理のまま排出されている生活雑排水が社会的な問題となっている。

本市では、生活排水対策事業のひとつとして、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯水）を併せて処理できる浄化槽を設置する際に、設置費の一部を補助している。（平成元年4月1日制度開始）

### <補助金の対象者>

汲み取り便所や単独処理浄化槽（し尿のみを処理するもの）を廃止し、専用住宅に浄化槽（し尿と生活雑排水をあわせて処理するもの）で建築確認を伴わずに設置する者。（併用住宅でも、住居面積が1/2以上ある場合は、住居部分が補助対象）

※平成13年度より対象者を変更

### <補助対象の浄化槽>

処理対象人員が50人以下の浄化槽で、浄化槽法の構造基準に適合するもの。（BODの除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l以下のもの。）

### <補助対象地域>

市域のうち、次に定める区域を除く全地域

- ① 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（ただし、認可区域であっても当分の間（概ね7年以上。）下水道整備が見込まれない区域を除く。）
- ② 農業集落排水処理事業計画区域
- ③ その他市長が指定する区域

### <補助金の額>

浄化槽設置費の1/2とし、下表を限度額とする。

人槽の区分（人）	補助金の限度額
5	332,000円
6～7	414,000円
8～50	548,000円

平成23年5月10日改正

浄化槽設置補助数

年度 \ 人槽		5	6	7	8	10	11~20	21~30	31~50	計
15年度	基数	11	0	19	0	0	0	0	0	30
	処理人口(人)	30	0	97	0	0	0	0	0	127
	補助金額(千円)	3,894	0	7,809	0	0	0	0	0	11,703
16年度	基数	10	0	11	0	2	0	0	0	23
	処理人口(人)	25	0	47	0	14	0	0	0	86
	補助金額(千円)	3,540	0	4,521	0	1,038	0	0	0	9,099
17年度	基数	11	0	12	0	1	0	0	0	24
	処理人口(人)	58	0	39	0	6	0	0	0	103
	補助金額(千円)	3,894	0	4,932	0	519	0	0	0	9,345
18年度	基数	13	0	10	0	1	0	0	0	24
	処理人口(人)	46	0	47	0	6	0	0	0	99
	補助金額(千円)	4,602	0	4,110	0	519	0	0	0	9,231
19年度	基数	14	0	8	0	1	0	0	0	23
	処理人口(人)	41	0	20	0	7	0	0	0	68
	補助金額(千円)	4,648	0	3,312	0	548	0	0	0	8,508
20年度	基数	12	0	13	0	2	0	0	0	27
	処理人口(人)	43	0	51	0	13	0	0	0	107
	補助金額(千円)	3,984	0	5,382	0	1,096	0	0	0	10,462
21年度	基数	10	0	14	0	3	0	0	0	27
	処理人口(人)	28	0	60	0	18	0	0	0	106
	補助金額(千円)	3,320	0	5,796	0	1,644	0	0	0	10,760
22年度	基数	8	0	5	0	1	0	0	0	14
	処理人口(人)	19	0	19	0	5	0	0	0	43
	補助金額(千円)	2,656	0	2,070	0	548	0	0	0	5,274
23年度	基数	6	0	10	0	0	0	0	0	16
	処理人口(人)	17	0	36	0	0	0	0	0	53
	補助金額(千円)	1,992	0	4,140	0	0	0	0	0	6,132
24年度	基数	9	0	4	0	0	0	0	0	13
	処理人口(人)	21	0	20	0	0	0	0	0	41
	補助金額(千円)	2,988	0	1,656	0	0	0	0	0	4,644

※ 平成13年度から建築確認を伴わず設置するものを対象

# 10 衛生関係

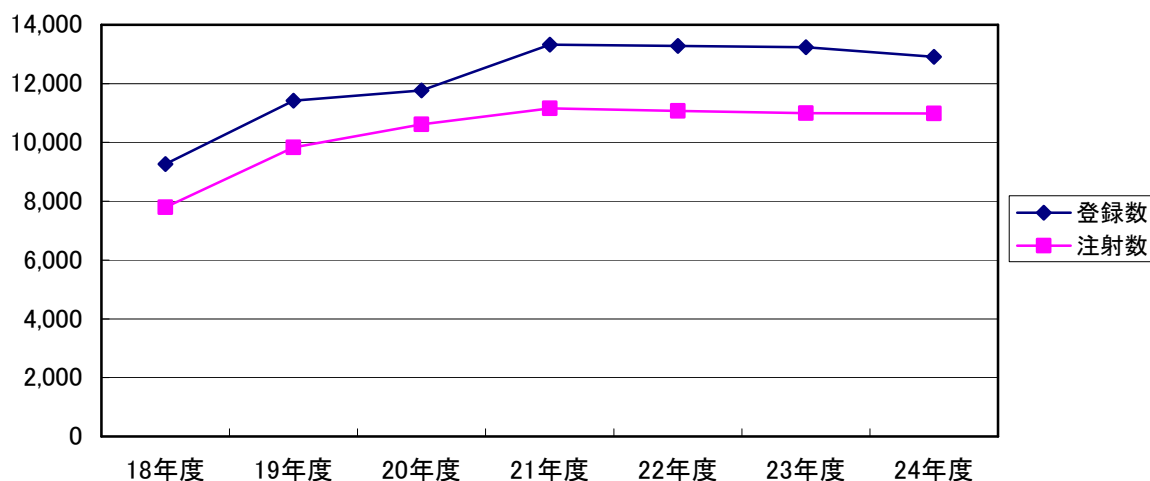
## (1) 犬の登録・狂犬病予防注射接種数

単位：頭

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	9,262	11,424	11,770	13,322	13,286	13,236	12,913
注射数	7,792	9,834	10,619	11,154	11,076	11,000	10,987

- ※ 平成18年2月1日宝飯郡一宮町と合併
- ※ 平成20年1月15日宝飯郡音羽町、御津町と合併
- ※ 平成22年2月1日宝飯郡小坂井町と合併

犬の登録数と狂犬病予防注射接種数



## (2) 市営墓地の概要

- ① 豊川市御油墓園 (昭和51年度設置)
  - ◇ 所在地 豊川市御油町上ノ山1番地の6  
" 膳ノ棚47番地の4
  - ◇ 区画数 751区画 1.98㎡/区画
  - ◇ 利用者数 715区画 (平成24年度末)
  - ◇ 永代使用料 290,000円
  
- ② 豊川市御油第二墓園 (平成10年度設置)
  - ◇ 所在地 豊川市御油町膳ノ棚27番地
  - ◇ 区画数 801区画 (A、B、Cブロック) 1.98㎡/区画
  - ◇ 利用者数 711区画 (平成24年度末)
  - ◇ 永代使用料 360,000円
  
- ③ 豊川市金沢墓園 (昭和53年度設置)
  - ◇ 所在地 豊川市金沢町藤弦8番地の2
  - ◇ 区画数 200区画 2.34㎡/区画
  - ◇ 利用者数 200区画 (平成24年度末)
  - ◇ 永代使用料 150,000円

# 1 1 環境学習会等の啓発事業

※平成24年度実績

事業名	開催日	事業内容	参加者(定員)
環境出前講座	随時	地球温暖化防止、生活排水対策を題材とした環境学習	児童クラブ16回 小学校 1回 その他 1回 延べ481名
エコチャレンジ・カレンダー	-	カレンダーの作成・配付	小学5年生 (2,500部)
緑のカーテン事業	-	市内小中学校、保育園及び公共施設に緑のカーテン設置。	21小中学校 24保育園 11公共施設
緑のカーテンコンテスト	-	企業との共催によるコンテストを実施。	住宅部門37件 団体部門54件
おいでん祭	5/25, 26	環境コーナーの運営	-
エコ・キャンドル講座	6/23	廃食油を活用したエコ・キャンドルの作成	30名(30名)
里山保全リーダー養成講座	7-12月	基礎的な知識と技能の習得を目的とした10回連続講座	延べ161人
エコドライブ講習会	7/1、7/8 9/23	エコドライブの実践学習と電気自動車の試乗	延べ38名 (各15名)
プラネタリウム講座	7/7	プラネタリウム鑑賞等によるクールアースデーの啓発	118名(100名)
節電ライトダウン ① 夏至ライトダウン ② セタライトダウン	① 6/21 ② 7/7	20時～22時の市役所、支所及び公共施設の一斉消灯、企業への啓発	協力企業31社
酸性雨学習会	7/22	親子で酸性雨の調査・学習	18組(20組)
子ども環境体験ツアー	豊川の源流	「きららの森(設楽町)」での豊川源流や周辺の自然とのふれあい体験	21名(25名)
	地球温暖化とエネルギー	でんきの科学館、愛知環境学習プラザでの最先端新エネルギー学習	27名(25名)
	川と海の身近な生き物	竹島海岸・佐奈川の生き物調査	23名(25名)
	里山の身近な生き物	身近な里山(手取山)の野鳥・植物調査	26名(25名)
水生生物調査(国府)	8/19	音羽川での生き物調査	60名
エコクッキング講座	12/8	親子によるエコクッキング体験と生活排水対策講座	18名(35名)
里地里山の生き物調査	3/24	江島河川敷・旗頭山の野鳥・植物調査	16名(25名)

## 1 2 環境行政の歩み

	国 等	県
昭和42年	8. 3 公害対策基本法の公布施行	
昭和43年	6.10 騒音規制法の公布（施行12.1） 大気汚染防止法の公布（施行12.1）	
昭和45年	4.21 水質汚濁に係る環境基準の閣議決定 12.25 水質汚濁防止法の公布（施行46.6.24）	
昭和46年	6. 1 悪臭防止法の公布（施行47.5.31）	4. 2 愛知県公害防止条例の公布 （施行10.1）
昭和51年	6.10 振動規制法の公布（施行12.1）	
昭和52年		1. 「東三河地域公害防止計画」（S51～55）承認（以降5ヵ年毎）
昭和59年	8.28 環境影響評価実施要領を閣議決定	
昭和62年		3.30 水質環境基準の水域類型指定 （音羽川、佐奈川、汐川）
平成 2年	5.24 ゴルフ場使用農薬暫定指導指針の設定	11.1 愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱 全面改正
平成 3年	8.23 土壌汚染に係る環境基準を告示	
平成 4年	6. 3 環境と開発に関する国連会議（地球サミット）を開催（リオネジャネイロ） アジェンダ21採択	3.12 愛知地域公害防止計画（H3～H7）の承認（68市町村） 3.31 地球にやさしい自動車利用指針の策定 5.15 生活排水対策重点地域を指定 （佐奈川流域）
平成 5年	11.19 環境基本法の公布施行 12.24 アジェンダ21行動計画を策定	
平成 6年	12.16 環境基本計画を閣議決定	3.30 あいちエコプラン21の決定
平成 7年	6.13 「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」を閣議決定	3.22 愛知県環境基本条例の公布 （施行4.1） 10・11 三河湾富栄養化対策総合計画の策定
平成 9年	12. 1 気候変動枠組条約第3回締約国会議開催（京都市）	2.20 愛知地域公害防止計画（H8～H12）の承認（66市町村） 8.11 愛知県環境基本計画を策定
平成10年	10. 9 地球温暖化対策の推進に関する法律の公布（施行11.4.8）	12.18 愛知県環境影響評価条例の公布
平成11年	7.16 ダイオキシン類対策特別措置法の公布 （施行13.1.15）	
平成12年	12.22 新環境基本計画を策定	

	市	
昭和36年	11. 1	衛生委員設置規則の公布施行
昭和46年	11. 1	公害対策審議会設置条例の公布施行
昭和51年	7. 1	御油墓園の設置（751区画）
昭和53年		
昭和55年	7. 1	公共下水道（諏訪地区）供用開始
昭和59年		
昭和61年	10.	生活排水対策実践活動事業の開始
平成元年	4. 1	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度開始
平成2年	10.18	音鳴りさんフェア豊川（近隣騒音対策モデル事業）
平成3年	2. 4. 1	ゴルフ場の運営管理に係る環境保全に関する協定締結 環境課から清掃課分離
平成5年	3.	生活排水対策推進計画の策定
平成6年	5. 1 6.24	環境保全連絡会議の発足 ストレーナー配布 生活排水クリーン推進員の設置 （公共下水道整備地区を除く）
平成7年	4. 1 9.18	開発行為指導要綱の策定、公害防止に関する指導要綱の施行 環境宣言に関する決議
平成8年	11.29	水質改善のため、ひも状接触ろ材を麻生田排水路に設置
平成9年		
平成10年	3. 3. 4. 1 10.1	豊川市環境基本構想の策定 生活排水対策推進計画の改訂 ノーカーデー、アイドリング・ストップ運動の開始 豊川市環境審議会条例の施行
平成11年	3.15	御油第二墓園（347区画）供用開始
平成12年	3. 6 4. 1	豊川市環境基本計画策定 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始（～H16年度まで）

	国 等	県
平成13年	6.22 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布	3.27 あいちエコプラン2010（愛知県地球温暖化対策地域推進計画）を策定 12.20 愛知地域公害防止計画（H13～H17）の承認（43市町村）
平成14年	5.29 土壌汚染対策法の公布 8.26 持続可能な開発に関する世界首脳会議（環境・開発サミット）を開催（ヨハネスブルグ）	9.2 愛知県環境基本計画（改定計画）を策定 10.28 あいち新世紀自動車環境戦略を策定
平成15年	7.25 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布（施行10.1）	3.25 県民の生活環境の保全等に関する条例の公布（施行10.1） 7.29 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（Nox・PM）総量削減計画を策定
平成16年	6.2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布（施行H17.6.1）	9.28 あいちエコタウンプランの策定
平成17年	2.16 「京都議定書」発効	1.17 あいち地球温暖化防止戦略を策定 3.25 国際博覧会開催（～9.25）
平成18年		3.23 あいち水循環再生基本構想を策定 4.28 悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定告示（臭気指数による規制基準の設定等）（施行10.1）
平成19年		7.27 光化学スモッグ注意報発令区域の拡大
平成20年		5.3 COP10開催地が愛知県名古屋市に決定
平成21年		
平成22年	10.11 カルタヘナ議定書第5回締約国会議～15（COP-MOP5）開催 10.18 生物多様性条約第10回締約国会議～29（COP10）開催	10.16-17 COP10関連イベント開催（豊川市参加） 10.23-24 子どもCOP10あいち・なごや 国際子ども環境会議開催 10.24-26 生物多様性国際自治体会議開催
平成23年	6.15 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正公布 10.1 生物多様性地域連携促進法の施行	10.7 生物多様性自治体ネットワーク設立（初代表自治体：愛知県）
平成24年	6.20-22 国連持続可能な開発会議（リオ+20）	2.17 あいち地球温暖化防止戦略2020の策定
平成25年		

	市
平成13年	3. 3 豊川市役所環境率先行動計画の策定 4. 1 清掃課と環境課を併せて環境対策課とする
平成14年	3.31 衛生委員設置規則の廃止
平成15年	4. 最新規制適合車等早期代替促進補助制度開始（～H16年度まで）
平成16年	
平成17年	
平成18年	
平成19年	3. 豊川市公共施設環境率先行動計画の策定 7.27 豊川市光化学スモッグ緊急対策要領の策定
平成20年	3. 生活排水対策推進計画の改訂 3. 生活排水処理基本計画の策定
平成21年	3.23 環境基本条例の制定 4. 1 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度再開
平成22年	3. 豊川市環境基本計画の策定 4.1 環境対策課を環境課と清掃事業課の2課に分離 10. 御油第二墓園（Cブロック241区画）供用開始 10.23 COP10関連事業 豊川環境フェア開催
平成23年	3. 豊川市役所地球温暖化対策実行計画の策定 3. 生活排水処理基本計画の改訂 5.20 豊川市節電対策推進会議の設置
平成24年	
平成25年	3. 生活排水対策推進計画の改訂



# IV 豊川市役所地球温暖化対策実行計画

## 第1 計画の基本的事項

### (1) 計画策定の趣旨

今日、わたしたちが、生活の豊かさや便利さと引き換えに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを優先させたことで環境への負荷は増大し、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模の環境問題は深刻化しています。これらの環境問題を解決するためには、それぞれの地域で、行政・市民・事業者が主体となって省資源・省エネルギーなどの環境行動に取組み、環境負荷の低減に努める必要があります。

豊川市では、持続可能な社会づくりと、市民の健康で文化的な生活を確保するために、平成21年4月に「豊川市環境基本条例」を施行しました。さらに、この条例に基づき、低炭素社会・生物多様性・循環型社会の実現を果たすため、平成22年3月に「豊川市環境基本計画」を策定しました。

豊川市役所は、環境行動を推進する一つの主体であるとともに、市内の大きな事業者としての性格をあわせもっています。そのため、自らが率先して、基本計画における将来像「環境行動都市 とよかわ～次世代に誇れるまちをつくろう」を目標に、環境行動を実践する必要があります。

本市役所では、環境保全に配慮した行動を実践するため、平成19年3月に「第2次豊川市公共施設環境率先行動計画」(計画年度：19年度～23年度)を作成し、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。しかし、音羽町、御津町、小坂井町との合併により、削減対象となる施設や事業が拡大しています。

そこで、本計画では、合併後の新豊川市役所の事業等を対象に目標値を新たに設定し、環境負荷の低減と地球温暖化防止に向けて、温室効果ガスの総排出量の削減等に取り組みます。

### (2) 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

### (3) 計画の対象

この計画は、豊川市役所の全ての職場(学校を含む。)において実施する事務事業を対象とします。ただし、指定管理者制度等により実施するもので、管理、運営方針の決定までを委託している事業及びPFI事業については除きます。

## 第2 計画の目標

### (1) 数値目標

数値による目標設定が可能なものについては、基準年度を平成21年度とし、次のとおり数値目標を定めます。

<温室効果ガスの総排出量に関する目標>

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・代替フロン等3ガス)の総排出量を削減していきます。ただし、清掃工場で使用するコークス燃料と廃棄物の焼却から排出される温室効果ガスは除きます。

項目	基準年度 (21年度)	目標年度 (26年度)	増減率
温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	26,876	25,532	- 5%

< 具体的な取り組みに関する目標 >

項 目	基準年度 (21 年度)	目標年度 (26 年度)	増減率
電気使用量 (kWh)	37,334,706	35,467,900	- 5%
公用車燃料使用量 (ℓ)	213,672	192,300	- 10%
公用車走行距離 (km)	1,673,657	1,673,600	0%
燃料 (自動車を除く) 使用量 (ℓ) ガソリン・灯油・軽油・A重油	1,623,824	1,542,600	- 5%
LPG・都市ガス (m <sup>3</sup> )	569,681	541,100	- 5%
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	502,059	476,900	- 5%
用紙購入量 (A4 換算 枚)	75,385	71,600	- 5%

(2) 非数値化目標

事業者や職員の環境意識を向上させるための数量評価が困難な取り組みについても実施し、環境モラルの向上による地球温暖化防止を目指します。

### 第3 具体的な取組内容

豊川市環境基本計画に掲げる5つの環境像と11の環境目標の達成をめざして、各所属で工夫しながら下記事項に取り組みます。

(1) 環境像：地球にやさしいまちをつくる<低炭素社会>

① エネルギーを大切にしよう

【省エネルギーの推進】

- ・グリーン購入推進指針に基づき、環境に配慮した製品を優先して購入します。
- ・OA機器や照明機器の更新に当たっては、省エネルギー型の機器を導入します。
- ・公共工事の実施においては、環境配慮型工事を推進します。
- ・公共施設において緑のカーテン事業を実施し、冷房使用の削減に取り組みます。
- ・トイレ、廊下、階段等の照明は必要最小限とします。
- ・事務所内において、始業前、昼休み、終業後は業務に支障のない範囲で消灯又は部分消灯します。
- ・温度設定のできる空調については、冷房は28度、暖房は20度の設定とします。
- ・退庁時には電気ポットの電源を切ります。
- ・不必要なOA機器の電源をこまめに切ります。
- ・パソコンやプリンターは、節電・待機モードを活用します。
- ・時間外勤務の縮減に努めます。
- ・3階程度の昇り降りは階段を利用するなど、エレベーターの利用を控えます。  
(けが、病気、来客の案内、荷物の運搬時等を除く)
- ・ガス瞬間湯沸かし器は、使用時以外は元栓を閉めます。(種火を消す。)
- ・クールビズ、ウォームビズに取り組みます。

【新エネルギーの推進】

- ・公共施設の新築・増改築時においては、太陽光発電システムを導入します。
- ・清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用を実施します。
- ・バイオマスエネルギーの有効利用に取り組みます。

## ②車の使い方を考えよう

### 【自動車使用頻度の削減】

- ・近距離は、車ではなく徒歩で移動します。
- ・同一用務地へ車で移動する場合は、相乗りします。
- ・通勤は、相乗りや公共交通機関、自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛に努めます。

### 【エコカー、エコドライブの推進】

- ・保有車両を適正に整備するとともに、自動車を運転する際には、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけます。
- ・公用車の更新や新規購入については、低公害車やプラグインハイブリッド車、電気自動車を計画的に導入します。
- ・公用車は、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさの自動車を購入します。

## ③まちを涼しくしよう

### 【ヒートアイランド対策・緑化の推進】

- ・植栽や緑のカーテンの設置により、公共施設や公園や道路の緑化を推進します。
- ・開発事業を実施する際には、適正な緑地の保全に努めます。

## (2) 環境像：自然にやさしいまちをつくる〈生物多様性〉

### ④いろいろな生き物の住む自然を守ろう

#### 【森林・河川・海岸・水循環の保全】

- ・農薬や化学肥料等の使用量の節減に努め、周辺の生態系の保全に努めます。
- ・建築物などにおける三河材の使用を推進します。
- ・透水性舗装、浸水ます等を積極的に設置するなど、雨水の地下浸透を促進します。
- ・蛇口をこまめに閉めるなど、日常的な節水を行います。
- ・植木等の散水は効率的に行うとともに、バケツを利用して洗車します。
- ・雨水を積極的に利用します。

### ⑤身近な自然を守ろう

#### 【農地の保全】

- ・地産地消を推進します。

## (3) 環境像：資源にやさしいまちをつくる〈循環型社会〉

### ⑥ごみを減らして、リサイクルしよう

#### 【リフューズ・リデュース（断る・減らす）の推進】

- ・資料は必要以上に作成しません。
- ・両面印刷や「2in1」機能を活用し、用紙の使用量を節約します。
- ・庁内LANを有効活用し、プリントアウトする用紙の使用量を節約します。
- ・会議等では、資料を入れる封筒をできる限り配布しません。
- ・コピー機の使用後はクリアボタンを押すなど、ミスコピーの防止に努めます。
- ・文書や資料の共有化を徹底します。
- ・使い捨て容器（紙コップ、パック弁当等）の使用を控えます。
- ・詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。
- ・物品等の合理的な使用と適正管理に努め、購入量を抑制します。
- ・事務室内のごみ箱（可燃用）を一つにします。
- ・過剰包装やレジ袋等、ごみになるものを購入しません。

### 【リユース（再使用）の推進】

- ・内部会議の資料等は、使用済み用紙の裏面を積極的に再使用します。
- ・使用済み封筒など、紙類を積極的に再使用します。
- ・使用済み事務用品（綴り紐、ファイル等）を積極的に再使用します。
- ・自課で再利用しきれない物品は、庁内LANを利用して全庁での再使用を図ります。

### 【リサイクル（再生利用）の推進】

- ・古紙の分別回収を徹底します。
- ・機密文書の処分については、一斉処分の際に熔融処理等を実施し、資源化します。
- ・古紙配合率が高い再生紙を利用します。
- ・リサイクル資材、リサイクル製品を積極的に利用します。

## ⑦ごみをきちんと処理しよう

### 【廃棄物の適正な処理の推進】

- ・「清掃の日」等の環境美化活動に参加します。
- ・適切なごみ分別を行います。
- ・フロン類を使用している公用車、家電製品、空調施設等を廃棄する際には、フロン類を適切に処理します。

## （４）環境像：人にやさしいまちをつくる＜住みよさ＞

### ⑧空・水・土を守り、健康な暮らしを保とう

#### 【大気汚染・騒音・水質汚濁・悪臭・土壌汚染・地下水汚染などの防止】

- ・事業所、建設現場等における施設を適正に管理し、公害を未然に防止します。
- ・工事車両の排ガス、騒音及び振動等を抑制します。
- ・自動車使用頻度の削減（再掲）
- ・エコカー、エコドライブの推進（再掲）
- ・公害防止、環境保全の協定を締結し、環境の保全に努めます。
- ・施設設備の更新に際しては、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります。
- ・農薬、分析試薬等を扱う施設では、これらを厳重に管理し、排水・排ガス処理を確実に行うなど、環境への負荷の低減に配慮します。
- ・洗剤や石鹼等は、適量を使用します。

### ⑨快適でゆとりある生活空間をつくろう

#### 【ゆとりある生活空間の形成】

- ・中高層建築物の建築の際には、電波障害や日照に配慮します。
- ・屋外の夜間照明において、照射方向の検討や時間帯の縮減を図り、環境にやさしい照明となるよう配慮します。
- ・緑化の推進（再掲：→P4 参照）

## （５）環境像：みんなで取り組むやさしいまちをつくる＜参加と協働＞

### ⑩豊川らしさを保ち、育もう

#### 【歴史的遺産の保全と活用】

- ・歴史的遺産の保護活動、地域の伝統的行事や活動、文化活動への職員の積極的な参加を促します。

### 【良好な景観の形成】

- ・周辺の景観や環境との調和に配慮した施設の整備を進めます。
- ・サインデザインマニュアルに基づき、交通案内標識類を設置します。
- ・地域での清掃などの環境美化活動への職員の積極的な参加を促します。
- ・アダプトプログラムに登録し、活動します。

## ⑪みんなで考え、行動しよう

### 【環境教育・環境学習等の推進】

- ・環境学習会や環境イベントへの職員の積極的な参加を促します。
- ・職員に対して、計画的に研修を行います。
- ・イベント等を実施する際には、環境に配慮します。

### 【環境情報の収集と提供】

- ・市の行う環境に関する取組や情報を、広報やインターネットを活用して、積極的に市民に情報提供します。
- ・国や県、企業、NPOなどが発信する環境関連情報の収集に努め、積極的に市民に情報提供します。

### 【自発的活動の促進】

- ・職員の各種環境活動への積極的な参加を促します。

## 第4 計画の推進に向けて

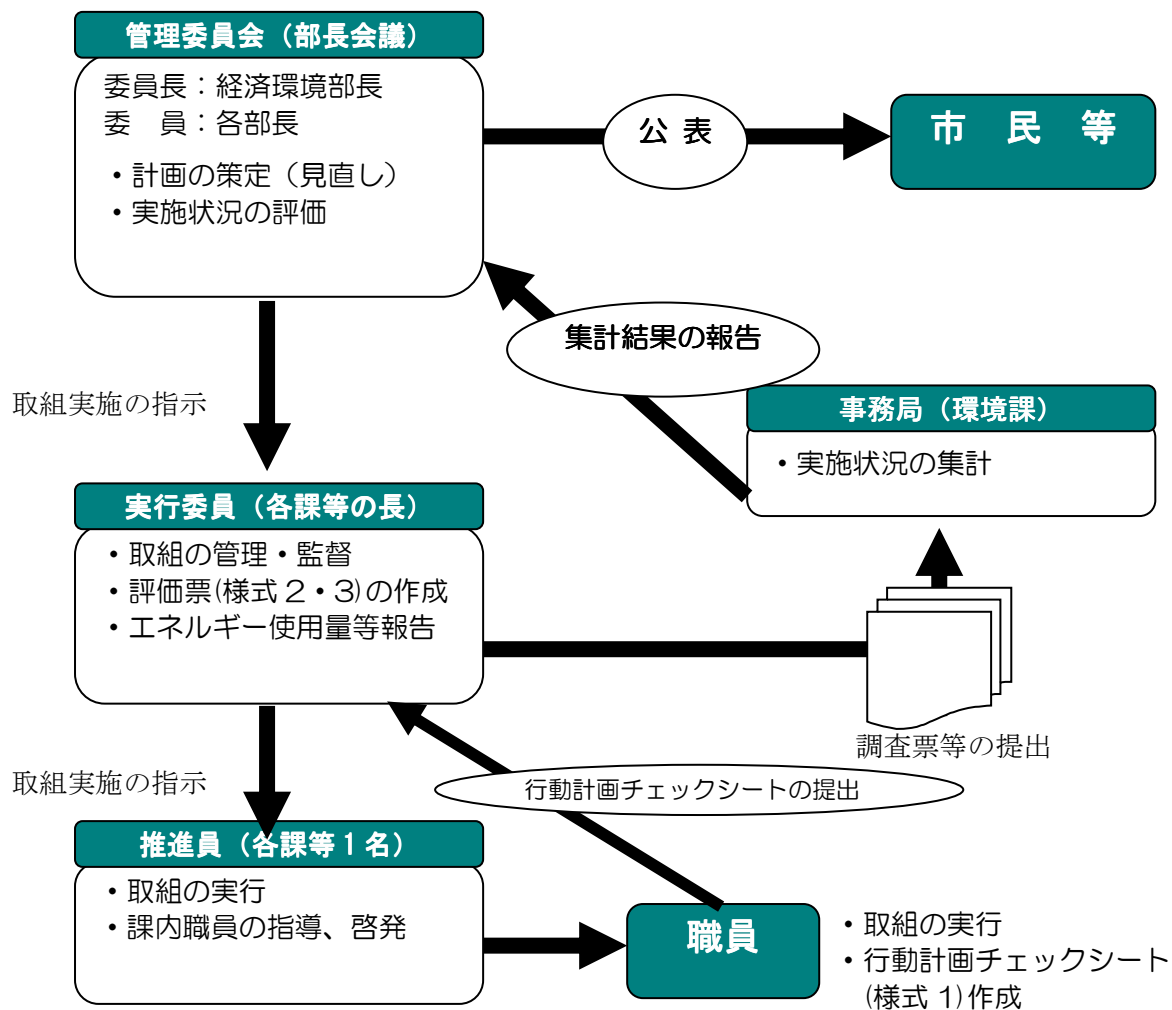
### (1) 計画の推進体制

本計画の進行管理については、管理委員会（部長会議）を設置し、各課等へ取組を指示するとともにその結果を評価するなど、総合的に取り組みます。

職場での確実な取組を進めるため、各課等においては、課長等を豊川市役所地球温暖化対策実行委員（以下「実行委員」という。）とし、本計画遂行の責任者として職場内の取組を管理・監督します。さらに、推進員として各課等1名選任された職員が、率先して取組実施や指導・啓発を行います。

事務局は、経済環境部環境課に置き、各課の実施状況を取りまとめ、その結果を管理委員会に報告します。

【推進体制図】



（2）実施状況の点検・評価

数値目標を定めている取組については、年度ごとに実績を調査し取りまとめて評価します。非数値化目標である職員の意識啓発や環境行動等については、半年ごとに行動計画チェックシート（様式1）、率先行動評価票（様式2）、行動未達成原因報告書（様式3）により点検・評価します。

（3）計画の見直し

計画の進捗状況、各種法令等の改正、社会情勢等をもとに、適宜、計画に関する所要の見直しや改善を行います。

（4）結果の公表

取組内容について、実施状況とその評価の結果を毎年公表します。

（5）その他

個々の職員が率先して取組むべき行動を「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、職員ガイドブックを作成して積極的に啓発します。

## 平成24年度豊川市役所地球温暖化対策実行計画の進捗状況(報告)

本市は、豊川市環境基本計画に基づき、事業者の立場から平成23年2月に豊川市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、環境負荷の低減と地球温暖化防止に向けて、温室効果ガスの総排出量の削減に取り組んでいます。

計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間で、温室効果ガスの総排出量を毎年、平成21年度数値に対して1%ずつ削減していくことを目標としています。

さらに、個々の職員が率先して取り組むべき環境行動を「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、職員研修等を積極的に実施し、環境モラルの向上による地球温暖化防止に取り組みました。

### 1 平成24年度の取組み結果

温室効果ガスの総排出量は基準年度比で3.4%減少し、目標を達成しています。排出量が減少した主な要因は、温室効果ガスの排出原因の75.9%を占める電気使用量が、基準年度比で4.9%減少したためです。

施設別に内訳を見ると、事務所系施設では全項目で目標を達成していますが、事業所系施設及び市民利用系施設では未達成の項目が多くあります。

#### 〔電気使用量〕

温室効果ガス排出の要因として最も大きい割合を占める電気使用量については、夏季及び冬季における節電対策の強化や省エネ機器の導入等により、全体では基準年度比4.9%減少しています。特に事務所系施設では削減幅が23.7%と大きく、一方で市民利用系施設では削減幅が1.0%と目標未達成となっています。

#### 〔公用車燃料使用量・走行距離〕

全体で燃料使用量が基準年度比3.5%増加し、走行距離が0.4%増加したため、目標は未達成となっています。全体の平均燃費は、基準年度比の7.8km/Lから7.6km/Lと悪化していますが、事務所系施設が所有する公用車の平均燃費は、基準年度比の10.2km/Lから10.3km/Lと向上しています。

#### 〔燃料・ガス使用量〕

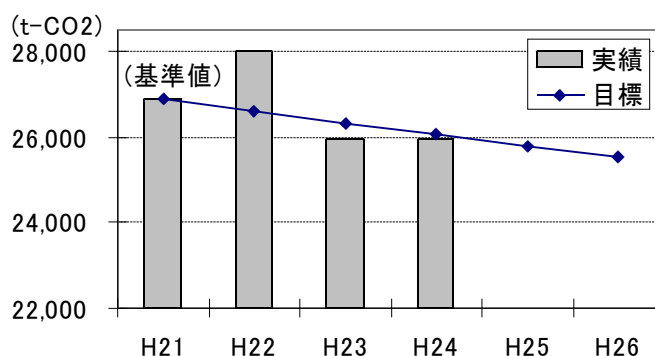
一部施設では、冬季の電気使用量抑制のため電気ストーブから石油ストーブに切り替えた結果、灯油の使用量が増加しています。

#### 〔水道使用量〕

水道使用量については、全体で4.0%増加していますが、事務所系施設では20.6%減少しています。

#### 〔用紙購入量〕

用紙購入量は16.8%増加しています。

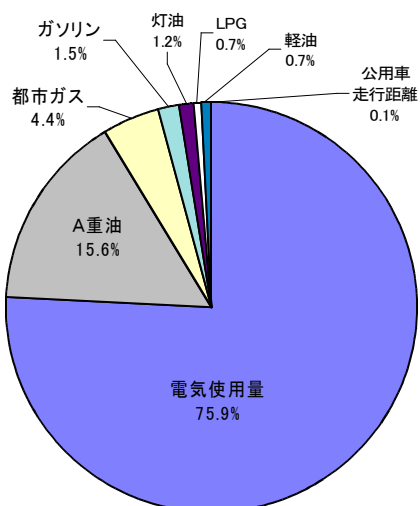


#### ●温室効果ガスの総排出量

項目	基準年度 (21年度)	平成23年度	平成24年度	基準年度比
温室効果ガス総排出量 (t-CO2)	26,876	25,958	25,967	△3.4%

※各年度の算定に用いた排出係数は、基準年度(21年度)に用いた値に固定しています。

●温室効果ガス排出量の項目別割合（平成24年度）



項目	温室効果ガス排出量(t-CO2)
電気使用量	19,703
A重油	4,041
都市ガス	1,153
ガソリン	384
灯油	306
その他	380

●項目別エネルギー使用量

項目	基準年度(21年度)	平成23年度	平成24年度	基準年度比
電気使用量(kWh)	37,334,706	35,936,935	35,501,723	△4.9%
公用車燃料使用量(ℓ)	213,348	214,014	220,766	3.5%
公用車走行距離(km)	1,673,657	1,682,964	1,679,703	0.4%
燃料(自動車を除く)使用量(ℓ) ガソリン・灯油・軽油・A重油	1,623,824	1,540,648	1,629,205	0.3%
LPG・都市ガス (m³)	569,681	601,754	603,713	6.0%
水道使用量 (m³)	502,059	534,826	522,109	4.0%
用紙購入量 (A4換算枚)	75,385	83,069	88,072	16.8%

●施設別エネルギー使用量基準年度比

項目	基準年度比	事務所系施設	事業所系施設	市民利用系施設
電気使用量(kWh)	△4.9%	△23.7%	△4.4%	△1.0%
公用車燃料使用量(ℓ)	3.5%	平成22年度の組織改革の際に公用車の配置の大幅な見直しを行い、内訳は参考にならないため省略		
公用車走行距離(km)	0.4%	△3.6%	1.6%	31.6%
燃料(自動車を除く)使用量(ℓ) ガソリン・灯油・軽油・A重油	0.3%	△20.0%	△0.4%	21.7%
LPG・都市ガス (m³)	6.0%	△3.9%	9.2%	5.4%
水道使用量 (m³)	4.0%	△20.6%	2.3%	6.6%
用紙購入量 (A4換算枚)	16.8%	施設別の内訳は、把握が困難なため未算出		

※色凡例：基準年度（平成21年度）から減少した項目



## 2 「エコ・アクション」の取り組み状況

全職員が、チェックシートにより「エコ・アクション」の取り組み状況を確認し、各職場の実行委員が評価を取りまとめました。「個人のエコ・アクション」15項目と、「職場のエコ・アクション」5項目の結果は、下記の通りです。

節電・節水、燃料、ごみ減量に関する全項目について、前回調査時に比べポイントが上昇しています。

### ●各課採点集計表

項 目		22年度	24年度			
		年平均	年平均	上半期	下半期	
節 水 ・ 節 電	個 人 の エ コ ・ ア ク シ ョ ン	①不要な証明の消灯	4.1	4.6	4.5	4.6
		②OA機器の節電	3.8	4.3	4.3	4.2
		③退庁時などの待機電力の削減	4.2	4.6	4.5	4.6
		④クールビズ・ウォームビズの実践	4.4	4.8	4.8	4.8
		⑤階段の積極的な使用	4.8	4.9	4.9	4.9
		⑥時間外勤務の縮減	4.0	4.2	4.2	4.2
		⑦マイポットの持参	3.3	4.4	4.3	4.5
	⑧手洗い・トイレ等での節水の励行	4.3	4.7	4.6	4.7	
	職 場	⑨電気ポットの節電	4.0	4.7	4.6	4.7
		⑩空調の温度管理	4.2	4.6	4.7	4.5
燃 料	個 人	⑪エコドライブの実施	3.9	4.4	4.3	4.4
		⑫近距離の徒歩移動・相乗り実施	3.7	4.2	4.1	4.2
ご み 減 量	個 人	⑬両面印刷・「2in1」機能の活用	3.8	4.2	4.1	4.2
		⑭必要部数だけの印刷	4.0	4.3	4.3	4.3
		⑮庁内LAN・Eメールの活用	4.2	4.5	4.4	4.5
		⑯使用済用紙の裏面利用	3.7	4.1	4.0	4.1
		⑰使用済封筒の再利用	4.3	4.6	4.5	4.6
	職 場	⑱ごみ箱の1箇所設置	2.8	4.2	4.1	4.3
		⑲雑古紙・缶等の分別徹底	4.6	4.9	4.8	4.9
		⑳再生利用品の優先購入	4.3	4.6	4.5	4.6

※色凡例：4.0未満

<採点基準>

点数	内 容
5	確実に実行している (100%)
4	ほぼ確実に実行している (80%)
3	だいたい実行している (50%)
2	あまり実行していない (50%未満)
1	実行していない
—	該当しない

●各課の評価結果

評価点	22年度下半期		24年度上半期		24年度下半期	
	A	23課	37.7%	50課	83.3%	57課
B	20課	32.8%	5課	8.3%	0課	0.0%
C	18課	29.5%	5課	8.3%	3課	5.0%

<採点基準>

評価点	評価基準
A	全項目が3点以上で4点以上の項目が8以上の場合
B	AまたはC以外の場合
C	2点以下の項目が1つでもある場合

### 3 目標達成に向けて

市役所地球温暖化対策実行計画に基づく環境負荷を低減するための取り組みにより、各項目ごとに効果の出ている施設も見られましたが、多くの施設において引き続き一層の取り組みが必要です。

特に、多くの項目で目標が未達成となっている市民利用系施設については、利用頻度とエネルギー使用量が相関関係にあるため、利用者への啓発活動を行うとともに、サービスの向上を図りながらの取り組みを再度検討する必要があります。

各項目の取り組み方針は、次のとおりです。

#### ○電気使用量の削減

今後、更新予定の公共施設について、太陽光発電システムの導入や高効率照明への取り替え等ハード面での改善を検討します。

また、不要な照明の消灯、OA機器の節電、待機電力の削減、マイポット持参の推進による電気ポットの廃止等、電気使用量の削減に向けて一層の取り組みを推進します。

#### ○公用車燃料使用量の削減

エコドライブの推進を図るとともに、低燃費かつ低排出ガス認定車の導入を進め、燃料使用量の削減と燃費向上を図ります。

#### ○燃料・ガス使用量の削減

設備の空調は外気温に影響を受けやすく、また、施設の故障等により使用量が増加するケースが散見されるため、施設の適切なメンテナンスを行うと共に、更新時には、省エネルギー型設備の導入を検討します。

#### ○水道使用量の削減

事務所系施設の多くで削減効果が見られますが、特に市民利用系施設では増加しています。蛇口をこまめにしめるなど、市民に対して節水への協力を地道に呼びかけていきます。

#### ○用紙使用量の削減

用紙購入量が増加しているため、両面印刷・「2 in 1」機能の活用や、使用済み用紙の裏面利用、必要部数だけの印刷を再度徹底します。また、庁内LANの有効活用によるペーパーレス化を推進し、用紙使用量の削減を図ります。

#### ○ごみの減量

ごみの量を量ることが不可能なため、購入したごみ袋の枚数を算出しています（市民病院を除く）。隔年で一括購入しているケースや、一部周辺地域の清掃等に使用されているケースもありますので、数値は参考程度に活用しています。

項目	基準年度 (21年度)	平成23年度	平成24年度	基準年度比
ごみ袋の購入量(枚)	85,310	94,720	100,760	18.1%

職場では、自席のごみ箱を撤去して、課で原則1箇所の設置とする他、リサイクル・資源分別の徹底によりごみの減量を図ります。また、個人で持ち込んだごみは、家庭へ持ち帰るよう推進します。

#### ○その他

24年度には、計画に基づき、職員を対象にエコドライブ研修会(1回)、推進員等を対象に職員研修会(1回)を実施するなど、職員の意識啓発に努めました。今後も、積極的に職員研修を実施し、各課の推進員を通じて職員の環境行動の推進を図ります。

# V 条例・規則等

## (1) 豊川市環境基本条例

(平成21年豊川市条例第14号)

私たちのまちは、愛知県の南東部に位置し、北部には本宮山をはじめとする広大な山々が連なり、中央部から南部に広がる平野には、清流「豊川」のほか自然の残された多くの河川が豊かな流れをつくり穏やかな三河湾へと臨んでいます。また、古くから三河国府が置かれるなど、政治、経済、文化の中心地としてその歴史を今に伝えるとともに、農業、工業、商業など多様な機能を備えた都市として、また東三河の交通の要衝として発展を続けています。

しかしながら、近年の生活様式の変化や産業活動の拡大は、私たちの生活の利便性や物の豊かさをもたらした一方で、資源及びエネルギーを大量に消費することにより、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響を及ぼし、更には、人類の存続基盤である地球環境を脅かすまでに至っています。

今こそ私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていかなければなりません。

このような認識の下に、私たちはそれぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる環境都市を実現するために、ここに、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するものとする。

3 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めるものとする。

4 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないよう、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、それぞれが担うべき責務を自覚し、協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の策定等に係る基本方針

第8条 市は、持続可能な社会づくりを実現するために、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(4) 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

### 第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向性その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する豊川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

第10条 市長は、基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について、年

次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3節 基本施策等

(情報の収集及び提供)

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造の活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(施設の整備)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(快適で良好な環境の創造等)

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的遺産の保全等に努め、地域の特性を生かした潤いと安らぎのある環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生抑制等に関する措置)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、河川等の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その他環境の美化に努め、美しいまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第17条 市は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者による二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を推進するため、地球温暖化の防止に必要な措置を講ずるものとする。

(生物多様性の保全のための措置)

第18条 市は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全に係る施策の推進)

第20条 市は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地球環境保全のための活動を積極的に取り組まなければならない。

2 市は、市民及び事業者との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

(国際的協力の推進)

第21条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるため、国際的協力の推進に努めるものとする

### 第3章 豊川市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、豊川市環境審議会(以下「審

議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項  
(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長にあつては委員の互選により定め、副会長にあつては会長の指名した者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(豊川市環境審議会条例の廃止)

2 豊川市環境審議会条例(平成10年豊川市条例第38号)は、廃止する。

## (2) 豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、市の予算の範囲で交付する豊川市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。その基準等については、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物をいう。
- (3) 処理対象人員 建築用途別処理対象人員算定基準表（JIS A 3302-2000）により算定される人員をいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）であって、改正前に設置されていた、若しくは工事が行なわれていたものをいう。

(補助対象)

第3条 この要綱の補助の対象となる者は、別表第1に定める地域内において、専用住宅でその同一敷地内の既存単独処理浄化槽又は汲み取りを廃止し、処理対象人員50人以下の浄化槽に転換するため浄化槽設置届出（建築確認申請を伴わないものに限る。）を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象者としなない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、住宅の所有者の承諾が得られない者
- (3) 販売の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者
- (4) 市税等の滞納がある者

(補助額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が別表第2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を超える場合は、当該第2欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、専用住宅の用に供する部分以外の部分が存する場合は当該住宅の処理対象人員にかかわらず、居住の用に供する部分の処理対象人員の区分に基づき算定した額とする。

(交付申請書)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書は、事業開始前までに提出しなければならない。

3 規則第4条第2項第4号に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 排水経路図
- (4) 設置場所の案内図
- (5) 浄化槽設置工事見積書の写し
- (6) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (7) 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される浄化槽にあっては、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録証
- (8) 市税等の滞納がないことの証明書
- (9) その他市長が必要と認めるもの



(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定により行う通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)による。

(決定の取り消し通知書)

第7条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、補助金交付決定取消通知書(様式第3号)による。

(変更承認申請)

第8条 第6条により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)がその後、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された変更承認申請書を適当と認めた場合は、変更承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知する。

(施工の確認)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を必要に応じて施工の現場において確認する。

(実績報告書)

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、実績報告書(様式第6号)による。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(補助対象者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2) 浄化槽法定検査依頼書の副本及び領収書の写し

(3) 浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し

(4) 施工の写真

(5) 浄化槽法定検査(7条、11条)契約書の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定により行う通知は、補助金交付額確定通知書(様式第7号)による。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(維持管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正な維持管理をしなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(宝飯郡一宮町の編入に伴う経過措置)

2 平成18年2月1日前に一宮町浄化槽設置整備補助事業補助金交付要綱(以下「旧一宮町要綱」という。)規定により交付した、又は交付すべきであった補助金については、旧一宮町要綱の規定の例による。

(宝飯郡音羽町及び同郡御津町の編入に伴う経過措置)

3 平成20年1月15日前に音羽町合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金交付要綱又は御津町合併処理浄化槽設置整備補助事業補助金交付要綱(以下「旧両町要綱」という。)の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

4 平成20年1月15日前に旧両町要綱の規定により交付した、又は交付すべきであった補助金については、旧両町要綱の規定の例による。

5 平成20年1月15日前に旧両町要綱の規定により申請した事業者に対する交付措置については、旧両町要綱の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

別表第1

補 助 対 象 地 域
1. 豊川市域の内、次に定める区域を除く全地域 (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域 (2) 農業集落排水処理事業計画区域 (3) その他市長が指定する区域 2. 下水道認可区域であっても当分の間(概ね7年以上。)下水道の整備が見込まれない区域

別表第2

処理対象人員 (人)	補 助 額 (円)
5	332,000
6 ~ 7	414,000
8 ~ 50	548,000

### (3) 豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱細則

(目的)

第1 この細則は、豊川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金額)

第2 要綱第4条に規定する浄化槽の設置に要する費用は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽本体費（送風機、付属品を含む）
- (2) 本体据付工事費（基礎コンクリート、栗石、掘削、残土処理を含むもの）
- (3) 屋外配水管工事費（配管の長さは、浄化槽本体から流入管1m及び放流管1m（合計2m）以内と汚水柵2個以内の工事。）
- (4) 電気工事費（屋外の配線工事）
- (5) 試運転調整費

2 補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(市長が必要と認める書類)

第3 要綱第5条第3項第9号及び第10条第2項第6号に規定する市長が必要と認める書類はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 要綱第5条第3項第9号に規定する書類（補助金交付申請書添付書類）
  - ア 浄化槽工事登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
  - イ 浄化槽設備士免状の写し
  - ウ し尿浄化槽構造詳細図及び槽内各室の容量・汚水量等計算書
  - エ 既存単独処理浄化槽廃止の誓約書又は汲み取りの取り壊し誓約書
  - オ その他
- (2) 要綱第10条第2項第6号に規定する書類（実績報告書添付書類）
  - ア 浄化槽設備士による各検査項目のチェックリスト表（別表1）
  - イ 既存単独処理浄化槽廃止届けの写し
  - ウ その他

(浄化槽施工工事の基準)

第4 浄化槽工事の技術上の基準は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）によるものとする。

(その他)

第5 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年5月10日から施行する。

#### (4) 豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中小企業者又は農業者等の公害防除に要する資金の融資を円滑にし、もって公害防除の促進を図るため、商工業振興資金又は農業近代化資金等の融資を受けて公害防除施設の設置及び改善（以下「整備」という。）に支払う利子を予算の範囲内で交付する豊川市公害防除施設整備資金利子補給金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この要綱の補助の対象となる者は、市内の工場又は事業場（以下「工場等」という。）から発生する公害を防除するために必要な施設の整備を自己資本によって行うことが困難であると認められるもので、次の各号に掲げる融資制度のいずれかに該当する融資を受ける者（以下「補助事業者」という。）とする。なお、平成24年度以前に補助事業が認定された者においては、第1号を商工業振興資金融資制度と読み代えることとする。

- (1) 小規模企業等振興資金融資制度
- (2) 豊川市小規模企業事業資金融資制度
- (3) 農業近代化資金融資制度

(補助額)

第3条 補助金の額は、補助事業者が当該年度中に取扱い金融機関に支払った当該融資に係る利子（返済期において返済すべき金額の全部又は一部を延滞したことにより発生した利子を除く。）の額のうち、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(認定申請書)

第4条 補助金を受けようとする者は、公害防除施設整備事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公害防除施設整備計画書（別表第1）
- (2) 仕様書、見積書、設計書、カタログ、その他計画全容を示すもの
- (3) 工場等整備施設付近の見取図
- (4) 作業工程図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に定める申請の内容が適正であると認定したときは、申請者に公害防除施設整備事業認定書（様式第2号）を交付する。この場合、市長は当該認定事業に条件を付することができる。

3 第1項に定める申請の受付期間は、毎年1月31日までとする。

(完了届出書)

第5条 補助事業者は、当該公害防除施設の整備が完了したときは、その日から10日以内に、公害防除施設整備事業完了届出書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公害防除施設の整備に要した費用の領収書の写し
- (2) 当該公害防除施設の概要を示す写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付申請書)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給金交付申請書（様式第4号）とする。

2 前項の申請書は、毎年3月31日までに提出しなければならない。

3 規則第4条第2項第4号に指定する添付書類は、当該年度中に支払った利子の額を証明する書類（取扱金融機関の発行したものに限る。）（別表第2）及び当該公害防除施設整備事業認定書の写しとする。

(決定通知書)

第7条 規則第7条の規定により行う通知は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付決定通知書（様式第5号）による。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領してから換算して、10日を経過した日とする。

2 前項の規定は、認定の取下げをする場合について準用する。

(補助金の請求)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付の決定後、補助金交付請求書(様式第6号)による補助事業者の請求により、補助金を交付するものとする。

(決定の取消通知書)

第10条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付決定取消通知書(様式第7号)による。

(氏名の変更等の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業認定申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から1か月以内に、氏名等変更届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(融資条件の変更の届出)

第12条 補助事業者は、融資条件に変更があった場合は、速やかに融資条件変更届出書(様式第9号)に融資条件に変更があったことを証する書類(取扱金融機関の発行したものに限る。)(別表第3)を添えて市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、補助金交付に関して必要があると認めたときは、補助事業者若しくは取扱金融機関から必要な報告を求め、又はその職員に、補助事業者の事業所に立入り、必要な書類、施設及びその他の物件を調査させることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## (5) 豊川市公害防止に関する指導要綱

(目的)

第1 この要綱は、豊川市における公害防止の基本的な事項を定め、市民の健康を保護し、快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2 この要項において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第3 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他の行政機関が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4 市民は、良好な生活環境を確保するために公害防止の意識を高め、互いに近隣への迷惑行為を行わないように努めるとともに、市その他の行政機関が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害防止協定)

第5 市長は、公害防止のため必要があると認める場合には、事業者（工場その他の事業所を設置しようとする者を含む。）との間に公害防止協定を締結することができる。

2 前号の規定により市長から公害防止協定の締結について申し出があったときは、当該事業者は、その申し出に応じなければならない。

3 公害防止協定は、市長が必要と認める事項について協定するものとする。

(報告)

第6 市長は、公害防止上必要なときは、ばい煙等を発生し、又は排出する者に対し、その施設の状況その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

## (6) 生活排水クリーン推進員設置要領

### 第1 趣旨

この要領は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と住民の生活環境の保全を図るため、地域における住民主体の生活排水クリーン推進員（以下「推進員という。」）の設置について定める。

### 第2 職務

推進員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 地区住民に生活排水についての情報・知識を提供し、家庭でできる浄化について指導する。
- (2) 市が行う生活排水対策事業に協力する。
- (3) 生活排水について効果的な対策その他についての意見・要望を市に提出する。
- (4) 市等が開催する研修会・会議に出席する。

### 第3 依頼

推進員は、市内に在住する満20歳以上の者で、生活排水浄化に関心があり、推進員として積極的に活動できる者について、市長が依頼する。

### 第4 任期

推進員の任期は、依頼した日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5 依頼の取消

市長は、推進員が次のいずれかに該当するときは、その任期中であっても依頼を取り消すことができる。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (3) 辞退を申し出たとき。
- (4) その他推進員として、不適當と認められる事由があるとき。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

## (7) 公害防止協定書

豊川市（以下「甲」という。）と〇 〇 〇 〇（以下「乙」という。）は、乙が豊川市穂ノ原3丁目地内に設置する工場について、万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（公害防止の理念）

第1条 甲及び乙は、公害による環境破壊の進行が人類に危機をもたらしつつあることを認識し、特に企業の生産活動によって発生する公害の防止については、企業が重大な社会的責任を有するものであり、また、地方公共団体は、これらの公害防除について、住民保護の重い責務を持つものであることをそれぞれ認識し、甲は、地域住民の意見を十分取り入れた上で乙の指導を行い、乙は、公害の防止及び排除について最善の努力を行うことを約する。

（公害防止対策）

第2条 乙は、公害防止について、別添の公害防止対策書のとおり、甲と協議の上、定める。

（施設の整備、改善等）

第3条 乙は、公害防除施設の適切な維持管理に留意し、技術開発に伴う各種の公害防止に関する対策、設備等を積極的に取り入れ、改善に努めるものとする。

2 乙は、公害に関する生産設備若しくは公害防止設備を新設し、又はこれらの設備を変更しようとするときは、あらかじめその内容について甲と協議し、協議の整った後に実施するものとする。

（測定）

第4条 乙は、乙の事業活動に伴う排出水の水質を必要に応じて1月に1回以上測定し、測定結果を記録保存するものとする。

（作業時間）

第5条 作業時間は、原則として午前6時から午後10時までとし、やむを得ず夜間作業を行う必要が生じたときは、甲及び乙協議の上、別に定める。

（報告及び立入調査）

第6条 甲は、この協定の実施に必要な限度において乙の報告を求め、又は工場内の立入調査を行うことができるものとし、乙は、その調査に協力するものとする。

（違反時の措置）

第7条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、相当の期限を定めて必要な改善措置をとるべきことを指示するものとし、乙は、その指示に従うものとする。

2 前項の措置の後、なお違反事実が継続しているときは、甲は、違反事実が解消されるまでの間、当該違反に係る施設等の操業の全部又は一部停止を指示できるものとし、乙は、その指示に従うものとする。

（損害の賠償）

第8条 公害、事故等により工場周辺の環境又は人の健康に被害を及ぼした場合は、直ちにその原因について調査の結果、乙の責に帰すべきことが明らかになったときは、乙は、その損害について誠意を持って賠償するものとする。

（公害防止教育の徹底）

第9条 乙は、従業員に対し、公害防止に関する教育を実施し、意識の高揚を図るとともに公害防止のための措置が速やかに徹底できるよう努めるものとする。

（環境の整備）

第10条 乙は、進んで工場内の緑化等、環境整備に努めるものとする。

（地元への配慮）

第11条 立会人と乙とは、本協定書に基づき、別途覚書の交換ができるものとし、乙は、これを誠意を持って履行するものとする。

（協定の変更）

第12条 この協定締結後、公害関係法規の改正、公害防止対策の改善等のため、この協定書を変更する必要が生じたときは、甲及び乙協議の上、その処理に当たるものとする。

（協議）



第13条 この協定に定めのない事項について、定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙において協議し、周辺町内代表の立会の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲及び乙並びに立会人において署名押印の上、それぞれの1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 豊川市  
豊川市長 ○ ○ ○ ○

(乙) ○ ○ ○ ○  
代表者 ○ ○ ○ ○

((立会人) ○ ○区 長 ○ ○ ○ ○)

## (8) 公害の防止及び環境の保全に関する協定書

豊川市（以下「市」という。）と、○ ○ ○ ○会社（以下「企業」という。）とは、企業が、豊川市穂ノ原2丁目地内の穂ノ原第2工業団地に設置する事業所（以下「事業所」という。）の公害防止と環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（企業の責務）

第1条 企業は、事業活動を行うに当たって、公害の防止及び自然環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全に努めなければならない。

2 企業は、物の製造、加工、流通、販売及び廃棄物その他環境への付加の提言に資する原材料等の利用に努めなければならない。

3 企業は、地域社会の一員として地域の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（公害防止等の基準）

第2条 企業は、事業所の事業活動によって生ずる公害の防止等について、別表の基準を遵守しなければならない。

（測定）

第3条 企業は、公害の発生原因となるおそれのある物質等について、必要に応じて定期的に測定し、その結果を記録保持するものとする。

（立入調査）

第4条 市は、必要に応じて企業に対し、公害の防止等に必要な事項について報告を求め、又は調査のため市の担当職員をして事業所に立ち入りできるものとし、企業は、これに積極的に協力するものとする。

（事故時の措置）

第5条 企業は、事業所に設置する施設等の重大な故障及び破損等により事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、市に報告するものとする。

（損害の賠償）

第6条 企業は、企業の責に帰すべき公害、事故等により他に被害を与えた場合はその被害について誠意を持って賠償するものとする。

（改善勧告等）

第7条 市は、事業所がこの協定内容を満たしていないと認めたときは、企業に対して改善等の措置を勧告することができ、企業はこれに従うものとする。

2 市は、事業所が作業を継続することが、地域の生活環境に重大な影響又は人の健康に害を及ぼすと判断した場合は、これに関する作業の一時停止を指示することができ、企業はこれに従うものとする。

（従業員教育）

第8条 企業は、従業員及び下請業者等に対して、公害の防止及び環境の保全について意識向上を図るため、教育を徹底するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び定めた事項で疑義が生じたとき並びに定めた事項を変更するときは、市と企業が協議して定める。

この協定を締結するため本書2通を作成し、市、企業において記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

(市) 豊川市  
豊川市長 ○ ○ ○ ○

(企業) 豊川市穂ノ原2丁目○-○  
○ ○ ○ ○会社  
代表者 ○ ○ ○ ○

## (9) ゴルフ場の運営管理に係る環境保全に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と〇 〇 〇 〇（以下「乙」という。）は、〇 〇 〇 〇ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の運営管理に係る環境の保全について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の散布その他のゴルフ場の運営管理に伴う環境汚染を防止し、環境の保全を図ることを目的とする。

（ゴルフ場の運営管理の基本姿勢）

第2条 乙は、ゴルフ場の運営管理にあたって、環境の保全を最優先し、環境汚染に対する防止対策について万全を期さなければならない。

（遵守事項）

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱第3条から第9条まで、第12条、第13条第1項、第14条及び第16条並びに本協定に規定する事項を遵守しなければならない。

（農薬使用年間計画の提出）

第4条 乙は、翌年度のゴルフ場における農薬の使用についての年間計画を作成し、毎年2月末日までに、甲に農薬使用年間計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

（農薬使用状況の報告）

第5条 乙は、四半期ごとに各月のゴルフ場における農薬の使用状況を農薬状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

（農薬の空中散布の制限）

第6条 乙は、農薬の空中散布を原則として行わないものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により空中散布を行う場合は、事前に甲と協議し承諾を得るものとする。

（排水口における水質目標）

第7条 乙は、ゴルフ場の排水口において、農薬濃度が農薬ごとに別表に掲げる数値（以下「水質目標」という。）を超える排出水を排出してはならない。

（水質分析調査の実施及び報告等）

第8条 乙は、調整池又は排出口で、毎年2回以上、農薬の使用量が多い時期に水質分析調査を実施し、速やかにその結果を甲に報告しなければならない。

2 水質分析調査は、使用農薬について実施するものとする。ただし、使用農薬のうち使用量が少ない農薬については、甲乙協議して実施の可否を決定するものとする。

3 水質分析調査に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（水質目標値を超えた場合の措置）

第9条 乙は、水質分析調査の結果、排出水中の農薬濃度が水質目標値を超えたときは、直ちに甲に報告し、その原因の調査、流出防止対策その他の必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の措置について必要な指示をすることができる。

3 乙は、前項の指示に従わなければならない。

（水質分析調査結果の公表）

第10条 甲は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、乙が実施した水質分析調査の結果を、甲乙協議して公表することができるものとする。

（立入検査）

第11条 甲は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、農薬の使用、保管状況その他ゴルフ場の運営管理について、ゴルフ場等に立ち入って調査し、又は乙に対して、資料の提出若しくは報告を求めることができる。

（環境汚染等が生じた場合の措置等）

第12条 乙は、農薬散布その他のゴルフ場の運営管理に起因する環境汚染（以下「環境汚染」という。）が生じたときは、直ちに、農薬散布その他の環境汚染の原因となる行為等を中止し、甲に報告するとともに、環境汚染の拡大又は環境汚染による被害の発生を防止するために必要な措置を講じなければ

ならない。

2 甲は、前項の報告を受けたとき、又は環境汚染が発生するおそれがあると認めるときは、乙に対して、環境汚染及び被害の拡大又は発生を防止するために必要な指示をすることができる。

3 乙は、前項の指示に従わなければならない。

(被害の補償義務)

第13条 乙は、ゴルフ場の運営管理に起因して生じた被害について、誠意を持って、適切な補償をしなければならない。

(自然環境の保全)

第14条 乙は、ゴルフ場の運営管理にあたって、自然環境の保全に努めなければならない。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に係る疑義については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成 年 月 日

住所 豊川市諏訪1丁目1番地  
甲  
氏名 豊川市  
豊川市長 ○ ○ ○ ○

住所 豊川市 ○ ○ ○ ○  
乙  
氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○  
理事長 ○ ○ ○ ○

## (10) 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で交付する豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「システム」とは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしたものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）が10キロワット未満のもの
- (2) 未使用品であるもの
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結しているもの

### (交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。現にシステムを設置していない者に限る。）に当該年度の3月31日までに新たにシステムを設置する者
- (2) 電力会社と電力受給契約の締結をすることができる者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 過去にこの補助金の支払を受けたことがない者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、20,000円に、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨てる。ただし、4キロワットを超えるものは、4キロワットとする。）を乗じて得た額とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事（以下「事業」という。）に着手する前に、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置費の内訳がわかる書類（見積書等）の写し
- (2) システムの仕様書（太陽電池の型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）
- (3) 申請者本人の住民票（申請者の住所が設置場所と異なる場合は居住誓約書（様式第2号））
- (4) 住宅の所在地を示した地図
- (5) 工事着工前の現況カラー写真（新築については太陽電池モジュールの配置図）
- (6) 市税等において滞納がないことの証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、申請者が交付対象者であると認めるときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 前条の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、同条の通知を受けた日から起算して60日を経過した日までに、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、当該補助金に係る交付申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、第1条の目的に反しない軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の変更等の申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 電力受給契約書の写し

(3) システムの保証書の写し

(太陽電池モジュールの型式、日付及び販売者名が記載されているもの)

(4) 申請者本人の住民票（補助金の交付申請時に添付したものから変更した場合のみ）

(5) システム設置状況のカラー写真

(住宅の全景と太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる書類が当該報告書の提出の際に発行されておらず、添付できないときは、当該書類が、発行された後、速やかに提出しなければならない。この場合において、当該書類の提出が翌年度の4月30日以降になることが明らかなきときは、同日までに、システム保証書提出誓約書（様式第8号）を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 第9条各号に掲げる書類の提出がなかったとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第18条第4項の規定を適用する。

(協力)

第14条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して売買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(宝飯郡小坂井町の編入に伴う経過措置)

- 2 平成22年2月1日前に小坂井町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「旧小坂井町要綱」という。）の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。
- 3 平成22年2月1日前に旧小坂井町要綱の規定により交付した、又は交付すべきであった補助金については、旧小坂井町要綱の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## VI 用語解説

### 悪臭物質

悪臭防止法では、「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸の12物質を指定し、規制している。また、平成6年4月1日よりトルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドの10物質を追加した。

### アルキル水銀

メチル水銀、エチル水銀等の水銀にアルキル基が結合した有機水銀化合物の総称。無色の液体又は白色の固体。中毒になると、知覚、聴覚、言語障害、視野狭窄、手足のマヒ等の中樞神経障害を起こし、ひどいときには死に至る。

### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

硫黄と酸素の化合物全体のことを言い、主に重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生するもので、二酸化硫黄がその主成分である。無色の刺激性の強い気体で、高濃度の時は呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与える。また、植物を枯らしたり、金属を腐食させる。

#### 1, 1, 1-トリクロロエタン

甘味臭を有する無色透明な不燃性の液体で、揮発性がある。金属の常温洗浄、蒸気洗浄やドライクリーニング用溶剤等に使用されている。また、大気中では比較的安定で、広範囲に拡散し、オゾン層破壊の原因物質のひとつとされている。

#### 1, 1-ジクロロエチレン

芳香臭を有する無色から淡黄色の透明な重い液体で、揮発性がある。水に難溶で、水中では安定だが、大気中では光分解する。高濃度の吸入は即発性の神経衰弱を起こし、暴露が続けば意識を失う。

#### 1, 1, 2-トリクロロエタン

甘味臭を有する無色の液体で、揮発性がある。接着剤、ラッカー、テフロンチューブの製造や、油脂、ワックス、天然樹脂などの溶剤として使用される。

#### 1, 3-ジクロロプロペン

甘味臭を有する淡黄色の水より重い液体で、高い揮発性がある。土壌くん蒸剤として線虫等の殺虫剤に使用される。高濃度蒸気の吸入は、あえぎ、呼吸困難、咳、胸骨下痛が起こる。

#### 1, 2-ジクロロエタン

甘味臭を有する無色透明の油状液体で、揮発性がある。合成樹脂の原料、溶剤、洗浄剤として使用される。吸入により、頭痛、めまい、吐き気、血液及び胆汁の嘔吐、下痢、意識不明などの症状を引き起こす。

### 一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生する。高濃度の時は、酸素欠乏症の諸症状である、頭痛、めまい、意識障害等を起こすと言われている。

### SS（浮遊物質質量：Suspended Solids）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質を言う。単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥層を形成したり、また、有機物の場合には腐敗し、水中の酸素を消費する。



## 環境基準

環境基本法第16条で「政府は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める」ものとしており、この基準が環境基準と呼ばれるもので、この基準は行政上の目標であって、公害行政を進めていくうえでの指針となるものである。

## 環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）としている。

現在、ビスフェノールA、フタル酸エステル、トリブチルスズ、ダイオキシン類など約70種類が内分泌かく乱作用を有するとして疑われている。

## 近隣騒音

飲食営業などの営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。特徴としては、騒音は比較的小さく、限られた近隣の生活者だけに影響を生ずる場合が多い。

## 健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準の定められている27項目（カドミウム、全シアン、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）を言う。

## 光化学オキシダント（Ox）

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化力の強い物質の総称。高濃度の時は眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、植物被害等生活環境にも影響を及ぼすと言われている。

## 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したもの。石炭、コークス、重油等燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂等が舞い上げられたもの等が発生源である。

## 公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路を言う。」と定義している。

## 酸性雨

一般的にpHが5.6より低い雨を酸性雨という。原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質と言われている。

## 四塩化炭素

特有臭を持つ不燃性の液体。無色で揮発性があり、大気中では安定で、オゾン層破壊の原因物質のひとつと言われている。吸入により、中枢神経衰弱を起したり、肝臓や腎臓に影響を及ぼす。

## **COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）**

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を100℃で酸化剤により酸化するときに消費される酸素量で表す。この値が大きいほど汚濁が進んでいる。微生物により酸化分解される有機物とそうでない有機物の区別、有機物と酸化される無機物の区別ができないため、BODとは異なった値を示す。

## **ジクロロメタン**

芳香性を持つ無色透明な水より重い不燃性の液体。溶剤、冷媒、抽出用溶剤等に使用。高濃度で麻酔作用を受ける。

## **シス-1,2-ジクロロエチレン**

芳香性を持つ無色透明な液体で、刺激性、揮発性がある。溶剤、香料、染料、有機合成原料として使用する。高濃度で麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もある。

## **シマジン**

白色結晶。除草剤で、主に畑地や果樹園の一年生雑草に適用されていた。水、有機溶剤にほとんど溶けず、自然環境中で比較的安定であり、地下浸透の可能性がある。

## **振動加速度レベル（dB）**

通常振動感覚補正回路を持つ公害用振動レベル計により測定した値を、振動加速度レベルとしてデシベル（dB）で表す。

- 40 dB … 常時微動（人体に感じない）
- 55 dB … 振動を感じ始める
- 60 dB … ほとんど睡眠への影響はない
- 65 dB … 浅い睡眠に影響が開始する
- 75 dB … 深い睡眠にも影響がある
- 90 dB … 人体に生理的影響が開始する

## **水生生物**

水中に生活する生物を言う。藻類やプランクトン、水草、昆虫、魚類等は水が汚染されると影響を受け、水質に応じた生物相を呈するようになる。この現象を利用して、水の汚れ具合を調べることができる。

## **生活環境項目**

水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するために基準が定められている10項目のことを言う。河川、湖沼及び海域によってそれぞれ若干異なり、以下のとおりである。

- 河川 … pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、全亜鉛
- 湖沼 … pH、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全リン、全亜鉛
- 海域 … pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛

## **生活排水**

日常生活に伴って排出される排水で、浄化槽のほか、生活雑排水といわれる台所、洗濯、風呂等から排出されるもの全体をいう。最近では、河川や海の汚濁の原因に占める生活雑排水の割合が高くなっており、その対策の取組を行っている。

## **セレン**

灰色の光沢のある固体。塗料の顔料、有機合成化学の酸化剤、触媒等に使用。セレンの化合物の毒性は非常に高く、体内で肝臓・腎臓に蓄積し、皮膚障害、胃腸障害、神経過敏症、高度の貧血等の障害を起こす。

## 全シアン

シアン化合物のことを言い、シアン化水素、シアン化カリウム等のことで、体内に入ると呼吸困難を起し、人が数秒で死ぬほどの猛毒である。シアンは、メッキ工場などのシアン化合物を使用する事業所及び鉱山からの廃液に含まれている。

## 騒音レベル

騒音計のA特性で測定した値を、騒音レベルとしてデシベル（dB）で表す。

- 20 dB … 木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音（前方1 m）
- 30 dB … 郊外の深夜、ささやき声
- 40 dB … 市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
- 50 dB … 静かな事務所の中
- 60 dB … 静かな乗用車、普通の会話
- 70 dB … ステレオ（正面1 m、夜間）、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
- 80 dB … 地下鉄の車内
- 90 dB … 騒々しい工場の中、カラオケ（店内客席の中央）
- 100 dB … 電車が通る時のガード下
- 110 dB … 自動車のクラクション（前方2 m）、リベット打ち
- 120 dB … 飛行機のエンジンの近く

## ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で非意図的に生成される物質で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニルの総称。環境中で難分解性を示し、生物への毒性が極めて強いと言われている。平成11年12月27日に環境庁より大気（0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>）、水質（1 pg-TEQ/l）及び土壌（1,000pg-TEQ/g）の環境基準が定められた。

## 大腸菌群数

人や動物の糞便中には大腸菌群数が多く存在するため、これを測定することにより糞便による汚染の程度を知ることができる。大腸菌群には、人や動物の腸内に存在している大腸菌と水中、土壌等広く自然界に分布している細菌とがあるが、分離することが困難であるため、一括して大腸菌群としている。

## チウラム

白色結晶で、水に難溶だが有機溶剤には溶ける。殺菌剤として、穀類、野菜等の種子の消毒や、茎葉散布剤として広く使用している。

## チオベンカルブ

無色から淡黄色の液体で、水に難溶だが有機溶剤には溶ける。除草剤として、主に稲に使用されるが、野菜、豆類等にも使用される。

## 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素、二酸化窒素が主なものである。発生源としては、工場、自動車、家庭等多岐にわたる。二酸化窒素は赤褐色で、刺激性の気体であり、高濃度の時は眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすと言われている。

## TEQ

毒性等量（Toxic Equivalents）の略号で、ある物質中に含まれるダイオキシンの量を表す場合、個々のダイオキシンの毒性が異なるため、もっとも毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量として換算した値。

## DO (溶存酸素量 : Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素量のことを言う。きれいな川では7～10mg/ℓ以上含まれているが、有機物などで汚濁されている水では1mg/ℓ以下になることがある。普通の魚では永続して4～5mg/ℓ以下になると生息できないと言われている。

## テトラクロロエチレン

エーテルのような臭いを持ち、無色の液体で、ドライクリーニングや、金属部品の洗浄等に使用。高濃度の場合、眼、鼻、喉を刺激する。蒸気を吸引すると麻酔作用があり、頭痛、めまい、意識喪失を起こす。また、ガンの原因になると言われている。

## トリクロロエチレン

クロロホルム様な臭いを持ち、無色の水より重い液体で、金属部品の洗浄や溶剤として使用される。眼、鼻、喉を刺激し、蒸気を吸引すると、頭痛、めまい、吐き気及び貧血、肝臓障害を起こす。また、ガンの原因になると言われている。

## 75%水質値

年間の全データ (n 個) をその値の小さなものから順に並べたとき  $0.75 \times n$  (整数でない場合は直近上位の整数) 番目にくるデータのこと (12 個のデータがあれば  $0.75 \times 12 = 9$  番目の値)。また、河川のBODや海域のCODについて、環境基準点において、年間を通じて環境基準を達成していたか否かを判断する場合には、この75%水質値を使用する。

## 鉛 (Pb)

蓄電池、電線ケーブル、合金等に幅広く使用される。鉛及びその化合物は最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。

## n-ヘキサン抽出物質

油脂、ワックス、グリス等、酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称。石油系油分による異臭魚の発生、ノリ漁業の被害、海水浴場の環境悪化等がある。

## ばい煙

大気汚染防止法第2条の定義によれば、ばい煙とは、①燃料その他の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素・弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物を言うと言われている。

## 排出係数 (温室効果ガス)

エネルギーの使用単位毎に、どれだけの温室効果ガスを排出しているかを示す数値です。例えば電力の場合は、1kWh の電力を発電する際に排出される CO<sub>2</sub> 排出量を排出係数として表します (CO<sub>2</sub>/kWh)。

## BOD (生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が20℃で5日間のうちに微生物により酸化分解されるときに消費する酸素量。この値が高いことは、その水中に分解されやすい有機物が多いことを示し、これが河川に流入すると、水中の酸素を消費し、魚貝類に被害を及ぼす。

## pH

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度。pH7が中性で、これより数値が小さくなるほど酸性の度合いが強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性の度合いが強くなる。pHが6.5～8.5の範囲から出ると、河川の生産性が低下し、水処理にも影響が出ると言われている。

## PCB

有機塩素系の安定な化合物で、電気製品の絶縁体やペンキ、インク等に使用されていた。昭和47年6月から生産停止になっている。PCBがいったん体内に入ると分解されずに蓄積され、全身にニキビ状の吹出物ができ、肝臓障害、悪心、吐き気などを起こすと言われている。

## ppm

100万分中のいくつかであるかを示す分率。ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使う。大気汚染では、大気1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が含まれている状態を、土壌汚染では土壌又は、米1kg中に1mgの汚染物質が存在する状態を、それぞれ1ppmで表す。

## pg (ピコグラム)

10<sup>-12</sup>g、1兆分の1グラム。

## 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5ミクロン以下の物を言う。粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されると言われている。

## ひ素

ひ素及びその化合物は、全て猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少等の症状を起こすと言われている。

## 浮遊粒子状物質 (SPM : Suspended Particulate Matters)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下の物を言う。沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えと言われている。

## 粉じん

大気汚染防止法第2条の定義によれば、粉じんとは「物の破碎、選別その他機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」を言うと言われている。

## ベンゼン

芳香性を持つ水より軽い無色の液体で、揮発性、引火性がある。合成ゴム、合成洗剤等、多様な製品の合成材料として使用されている。高濃度のベンゼンを急性暴露すると、めまい、嘔吐、頭痛、眠気、よろめき、平衡感覚減少、昏睡等主に中枢神経系統に影響を受ける。

## ほう素

無味、無臭、褐色の粉末で、陶磁器、ほうろう、メッキ工業の原材料などに使用されている。健康影響として、食欲不振、悪心、嘔吐などを起こす。

## 六価クロム

耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキやステンレス原料として使用されている。この化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸入による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらす、浮腫や潰瘍を生じ、ガンの原因になると言われている。

編集・発行 平成25年11月

豊川市環境部環境課

〒442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

TEL 0533-89-2141

e-mail [kankyo@city.toyokawa.lg.jp](mailto:kankyo@city.toyokawa.lg.jp)

※ この冊子は、再生紙を使用しています。